

第三十四回国会 大蔵委員会 議院 議録 第九号

昭和三十五年三月八日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君

理事 足立 篤郎君 理事 小山 長規君

理事 坊 秀男君 理事 山下 春江君

理事 山中 貞則君 理事 佐藤 次郎君

理事 平岡 忠次郎君 理事 廣瀬 勝邦君

理事 木島 壽夫君 理事 押谷 富三君

理事 山 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 田邊 國男君 理事 西村 英一君

理事 福井 順一君 理事 毛利 松平君

理事 山本 勝市君 理事 石野 久男君

理事 石村 英雄君 理事 加藤 勘十君

理事 栗林 三郎君 理事 堀 昌雄君

理事 横山 利秋君 理事 大貫 大八君

松尾トシ子君

出席政府委員

法制局参事官 吉國 一郎君

(第三部長) 大蔵政務次官 奥村又十郎君

大蔵事務官 小原 孝次君

(主計局法規課長) 大蔵事務官 原 純夫君

(主計局長) 大蔵事務官 北島 武雄君

運輸事務官 若狭 得治君

(海運局長) 運輸事務官 若狭 得治君

運輸技官 水品 政雄君

(船舶局長) 委員外の出席者

大蔵事務官 磯江 重泰君

(銀行局特別金課長) 大蔵事務官 泉 美之松君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 泉 美之松君

(国税庁間税部) 大蔵事務官 泉 美之松君

(第一類第五号) 大蔵委員会議録第九号

昭和三十五年三月八日

第一類第五号

大蔵委員会議録第九号

昭和三十五年三月八日

第一類第五号

大蔵委員会議録第九号

昭和三十五年三月八日

第一類第五号

大蔵事務官 勝原 啓君

(国税庁徴収部) 農林技官 諫山 忠孝君

農林技官 諫山 忠孝君

(食糧庁業務第一部長) 通商産業事務官 倉八 正君

通商産業事務官 倉八 正君

(通商局長) 通商産業事務官 宮沢 鉄蔵君

通商産業事務官 宮沢 鉄蔵君

(重工業局鉄鋼業務課長) 専門員 抜井 光三君

専門員 抜井 光三君

三月三日

委員濱田幸雄君辞任につき、その補

欠として山口六郎次君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員山口六郎次君辞任につき、その

補欠として濱田幸雄君が議長の指名

で委員に選任された。

三月四日

旧陸軍の永年勤続女子共済組合員に

年金支給の請願外一件(濱野清吾君

紹介)(第七二九号)

各種学校を設置する公益法人に対す

る課税措置撤回に関する請願(橋本

龍伍君紹介)(第七三二号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第九一九号)

旧満洲国政府職員期間の通算に関す

る請願(正木清君紹介)(第七八二

号)

同外一件(横路節雄君紹介)(第八二

六号)

登録税法の一部改正に関する請願

(關谷勝利君紹介)(第八七二一

号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

酒税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第二八号)

昭和二十八年度から昭和三十四年度

までの各年度における国債整理基金

に充てるべき資金の繰入の特例に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第五号)

経済及び技術協力のため必要な物品

の外国政府等に対する譲与等に関す

る法律案(内閣提出第六号)

臨時受託調査特別会計法を廃止する

法律案(内閣提出第九号)

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第七二二号)

○植木委員長 これより会議を開きま

す。

御報告いたしますが、先日委員長に

御一任願いました参考人の件につきま

しては、東京銀行常務取締役神野正雄

君が来たる十日午前十時三十分より出

席されることになりました。御了承を

願います。

○植木委員長 酒税法の一部を改正す

る法律案、昭和二十八年度から昭和三

十四年度までの各年度における国債整

理基金に充てるべき資金の繰入の特例

に関する法律の一部を改正する法律

案、経済及び技術協力のため必要な物

品の外国政府等に対する譲与等に関す

る法律案、臨時受託調査特別会計法を

廃止する法律案及び補助金等の臨時特

例等に関する法律の一部を改正する法

律案の五法律案を一括して議題といた

します。

質疑の通告があります。これを許し

ます。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、酒税の問題の中

で、いろいろと資料を見ております

と、どうも納得のいかない問題が少し

ございまして、この問題はすでに昨

年の十二月九日当委員会におきまし

て横山委員が問題として取り上げてお

いになりましたけれども、その議録を

拝見いたしますと、政府側の答弁に十

分に納得がいかない点が多々ござい

ますので、きょうあらためて少し法律

的な問題を含めて質問をいたしたい。私

も実は酒についてはしろうとでござい

ますから、あまり事情が詳しくわから

ない点で、あるいは見違ひのことが

あるかも知れませんが、それは御了

承願ういたします。きょう私が伺

いたい問題は、委託醸造の問題と中央

保有米制度のことです。

最初に、委託醸造は昭和三十一年酒

造年度から始められておるように思うの

でございまして、これは昭和三十一年

酒造年度から通達何かをもつてこうい

う取り扱いを認めるというようにな

る行なわれておるのかどうか、承りた

いと思ひます。

○泉説明員 お尋ねの委託醸造とい

う問題でございますが、通達正式に認

めましたのはお話のように昭和三十

一年酒造年度からでございますが、そ

の前、御承知のように、敗戦の際戦災で

倉が焼けたのがかなりあったわけで

ございます。そういった倉が焼けました

場合におきまして、原料米の配分は受

けたけれども、自分のところで作ること

ができません、そういう場合、自分の倉

で作れないので、よその倉へ委託して

作るということが行なわれておりました。

これは昭和二十一年酒造年度から二十

六、七年ごろまで行なわれておりました。

しかし、その間倉の整備が行なわ

れまして建物ができましたので、一時

やまっておったのでございまして、そ

の後需給関係の変動に伴ひまして売れ

る人と売れない人とが出まして、その

間の需給の調整をはかるといふ意味

で、昭和三十一年から通達によってそ

ういう取り扱いを認めた次第でござ

います。

○堀委員 そういたしますと、昭和三十

一年酒造年度までは、業者間の慣行の

ような形で行なわれておりましたもの

を国税庁は黙認しておった、ところが

が、昭和三十一年酒造年度からは、国税

庁が正式にこの制度を認めたというこ

とになりますと、その行なわれており

ますものは、これについて問題がある

とすれば、その責任は国税庁が負うと

いうことに理解してよろしゅうござ

いますか。

○泉説明員 私の説明が若干足らな

かったかも知れませんが、昭和二十年

から二十六、七年ごろまで暗黙の間に

認めておったというわけではござい

ません。過去の記録が非常に古いもので

ございます。

○泉説明員 私の説明が若干足らな

かったかも知れませんが、昭和二十年

から二十六、七年ごろまで暗黙の間に

認めておったというわけではござい

ません。過去の記録が非常に古いもので

ございます。

○泉説明員 私の説明が若干足らな

かったかも知れませんが、昭和二十年

から二十六、七年ごろまで暗黙の間に

認めておったというわけではござい

ません。過去の記録が非常に古いもので

ございます。

○泉説明員 私の説明が若干足らな

ございますから、はっきりいたさない点がございませうけれども、昭和二十五年当時ははっきり通達でそういうことを書いてございませうので、その当時もう正式に認めておいたものと考えられるのでございませう。

なお、お尋ねの委託醸造の問題は、国税庁が通達で認めておるのだから、それによって生ずる責任は国税庁にあるという事は、お尋ねの通りでございませう。ただ、私どももいたしまして、これらについて必ずしも満足いたしておりません。いろいろ改善をいたしたいという気持は持っております。また現にそういう努力をいたしてはおります。

○堀委員 法務局の方にお伺いいたします。現在政府が行なっております行政権というものは、憲法の定めるところによって、ある一つのルールが定まっておると思うのであります。そこで、行政権の行ない得る範囲というものは憲法の定める範囲、要するに法律または政令に基づく範囲と私は理解をいたしますが、法律または政令に基づく行政行為というものはどういふ関係で権限が生じてくるか、その点をちょっとお伺いいたしたい。

○吉國政府委員 ただいまの御質問は非常に憲法の根本に触れたむずかしい問題でございませうが、もちろん、行政官庁の権限といたしましては、法律または政令に基づくもの以外にはございませうが、ただ、現在各省の設置法の規定がございまして、その設置法の規定の中で、技術上の問題といたしまして、当然法律または政令に基づくことを必要としないような行為がございませう。そういう行政上の行為につきま

しては、設置法だけの権限に基づいて行なっておるようなものもございませう。たとえば、農林省について申し上げれば、農山漁家の生活改善というような問題につきましては、技術上の行為として種々の指導とかあつせんとかの行為が行なわれるわけでございますが、これにつきましては、特段の法律の規定に基づくことなしに、各省の農林省でございませうならば、農林省設置法の中の第四条の権限の規定の中で、そういう行為ができるように規定しております。現在の酒造米の委託醸造の問題につきましましては、ただいま手元に具体的な法令を持っておりませんので、はっきりしたことは申し上げかねますが、大蔵省設置法の中の国税庁の権限といたしまして、酒の製造に關して種々の権限を規定しておりますので、その中で事項の一つとしてかようなことは十分に読み得るものと考えております。

○堀委員 今の、何か資料を持ってもらないからわからないけれども読み得る、こういうお話でございませうが、ちょっとそこをはっきり伺いたしたいのであります。

○吉國政府委員 今大蔵省設置法の文を取り寄せておりますから、それで調査いたしまして申し上げます。

○堀委員 私が非常に疑問に思っています。現在の委託醸造の問題を見ておると、何か酒造米の割当が一つの権利、生産権であるとかいうようなことで、これが経済的な行為の対象になつてゐる。それで言うなれば一つの財産権が発生してゐるような感じがする。その中で、財産権は憲法の定めるところにある財産権と、それから無体

財産法に定める無体財産というものが、私は法律的な意味での財産権だと思ひます。それで、政府の行政行為の結果として、ある一つの財産権が生まれるというようにございませうが、私は率直に言ひまして理解ができません。憲法、法律に定められたものは当然な権利であります。それでない行政行為に基づいて起こつてきた財産権というものは、ものが法的に認められるのかどうか、という点をちょっとお聞きしたいのであります。

○吉國政府委員 ただいまの御質問は、法律によらない財産権が生じ得るか、せんじ詰めればさうなことに相なると思ひますが、財産権という言葉の使ひ方の問題でございまして、憲法の二十九条で保障しておりますような財産権というものは、民法であるとか商法であるとかにございませうような権利というものでございませう。一定の法律上の地位として、他人から一定の利益を保障されるという地位を全部含めて、財産権といつておるものと考えております。従いまして、たとえば河川の利用の許可を受けた反射的な結果といたしまして、そこで公水の利用ができるという地位に立つことになりませう。そういうものに

つきましても、一定の公水の利用権——俗に公水の利用権と呼びますような財産権が発生しているというものが現在の通説でございませう。ところが、その財産権の「権」というところに非常に重点を置きまして、民法であるとか、商法であるとか、あるいはまたその他の公法関係におきまます権利というやうな意味にとりますならば、非常に

狭いものになります。現在問題になつております酒造米の割当を受けるべき地位というものは、その第一に申し上げました広い意味の財産権にも入らない単なる地位にすぎない。と申しますことは、これは食糧管理法に基づきます米穀の割当の対象にある人が立つてゐるというだけでありまして、その人の地位が、その次の年度あるいは次の次の年度において当然それだけの同一の割当を受けるということからは、法律上何ら保障されておらないわけでございますから、その広い意味の財産権というものに当たらない、かように考えられると存じます。

○堀委員 そういたしますと、その年度に行なわれまして行政行為に基づいて、その年度のみに発生する一つの権利というふうな理解をしておられるということになりますか。

○吉國政府委員 各年度においても、権利というべきものは発生しておらないのであらうと思ひます。

○堀委員 それから、もう一つ伺いたのですが、法律用語として「あつせん」という言葉がございませうが、「あつせん」という言葉の実態行為はどの範囲をさすのか、教えていただきたい。

○吉國政府委員 法律上「あつせん」という言葉は、ほぼ「周旋」という言葉と同様な意味でございまして、ある人と他のもう一人の人の間に立つて、その甲という人と乙という人との間に一定の行為が行なわれる。その行為と申しますのは、法律上の行為もございませうが、事実上の行為もあると存じます。そのやうな行為が行なわれ得るやうにいろいろ配慮をしていくとい

うことを、広く「あつせん」と呼んでおります。

○堀委員 実は、私、委託醸造の問題につきましまして少し調べておりますと、二つの問題があるように思ひます。一つは、酒造米割当に対する慣行上の問題として、大蔵省当局主税側から見ると、もう一つの面は、食糧管理法の面から見ると一つはつきりしておると思ひます。この二つの問題を含めて食糧庁に一つお伺いいたします。現在、米の売り渡しにつきましては、食糧管理法の第四條第一項によりまして、「政府ハ其ノ買入レタル米穀ヲ第八條ノ二第二項ノ販賣業者又ハ政府ノ指定スル者ニ売渡スモノトス」こうあります。そこで、政府の指定する者に売り渡すものとするというものは、その指定する者は書いてございませうが、これは消費者であるという考え方のなか、中間的なものがある、それがまた再度売り渡すというところも含めておられるのかどうか、どういふふうにお考えになつておるか。

○諫山説明員 政府が指定する者と申します中には、今おっしゃいましたやうな、もう一ぺん売渡の場合が含まれております。これは、卸に売ります場合は、卸に一定の価格で売ります。それから、そのほかの配給川以外のものにつきましましては、私どもとしては、原則的にはいきなり実需者に売り渡す方針でやっております。

○堀委員 私も、食糧法の建前からいいますと、販賣業者の場合には、おっしゃるやうに卸売業者、販賣業者は流通のための中間的な存在でありますから、これを終て最終の実需者に行

く、そうしてあとの部分につきましては当然政府が実需者に売り渡すものである、こういう理解をいたしております。今の食糧庁のお答えもさように了解できるわけであります。

それで、今の酒造米の割当の状態を国税庁の方にちょっと伺いたいのですが、酒造米の割当を上から下までどういうふうに行っているのか。

○泉説明員 酒造米もいろいろございしますが、清酒の酒造米について申し上げますと、総量は食糧庁の方の原材料等米

穀の売却要綱というものに基きまして、国税庁長官と食糧庁長官とが協議してきめることになっております。そして、製造者が約四千軒ほどございしますが、それを各県ごとに取りまとめまして、各県の連合会会長または会長が実需者の代表者になって、各県の連合会長名義で食糧庁に売却方を申請いたしまして、食糧庁から売却指令がございまして、実需者にそれぞれ「代表」として受け取っておるわけでございますから、各実需者に分ける。その分けるやり方につきましては、国税庁、国務局、税務署の指示に従うということに売却要綱となっておりますので、そういったしております。

○堀委員 そういたしますと、売り渡しの対象は、酒造組合連合会会長または会長を売り渡しの相手方というふう

に理解してよろしいですね。
○泉説明員 売り渡しの名義人と考えておるのであります。相手方は実需者でございます。ただ実需者が非常に多うございしますので、便宜連合会長名義で一括売却することになっておるわけでございます。

○堀委員 ちょっと法制局の方に今の

問題について伺いますが、委任状をとらないで、代表者という代表権をこういう法律的事項について行使することができるとですか。

○吉田政府委員 委任につきましては、委任状の行使という形式上の手続は法律上当然には要求されておられませんので、そこに委任が行なわれたということが認められれば、それに對して一定の行為をするということについては、法律上は可能であらうと思

います。それから、先ほどの大蔵省の権限の問題でございますが、今お答えいたしました、大蔵省設置法、昭和二十四年法律第一四四号、その第三十四條で国税庁の関税事務を規定いたしております。第三十四條では「関税部において、左の事務をつかさどる」といたしまして、その第二号で、「酒類等の生産及び販売を管理すること」という文言があります。この生産及び販売の管理ということによりまして、たとえば生産について、もしも取り締まりを行なうことがあれば取り締まりを行なうとか、生産のために資材の配給、あっせん、割当等のことがあれば、そういうものも行なうということ、この規定でできるのではないかと

思います。
○堀委員 そうしますと、組合長あるいは連合組合長は委任を受けてないと思うのですが、それに基づいてそこが売り渡しの対象となる。食糧庁の方に伺いたいことは、実際の実需者とそれから政府との間にのみ取引が可能なのであつて、私はその中間に立つておる者は売り渡しの対象者にならないと理解しておるわけですが、食糧

庁の方ではどういうふうにお考えですか。
○謙山説明員 先ほども申し上げましたように、実需者にその他の者は売るのが一番いいんじゃないかと考えておりますけれども、そういうことを別段規則その他で規制はしておりませんので、その方が中間的なもので、はつきりしておるもので売った方がいい場合は、それでやって差しつかえない、こういうふうに考えております。

○堀委員 もう一つ、食糧法の方から伺いたしますが、そこで酒造米が実需者に売り渡されまして、その実需者の所有に帰した米を他の実需者に売り渡す、この他の実需者に売り渡すときに、金がくっついていくということですね。これは、酒の方から見ますと、何かあいまいな権利に伴う金だ、こういうのですが、米の動きの側から見ますと、米の授受に伴って金が動くのですね。そうすると、米の授受に伴って金が動くということになると、定められた価格以外の価格において米が取引されておるといふ事実が生じておると思う。これは明らかに食糧法違反だと思ふのですが、食糧法はどうですか。

○泉説明員 ちょっとお答えしておきたいのですが、ただいまの堀委員のお話は、一たん実需者に酒造用原料米が売り渡された後、その米が移動するようなお話でございましたが、委託譲渡というものはそうではございませんで、政府の方で米を売り渡す前に委託譲渡の行為が行なわれまして、その結果に基づいて米の配分をいたしますので、実需者に売り渡された後に酒造用米が動くことではないわけでございます。ただ、一たん生産に入りました後

倉が焼けたというふうな事態——非常に緊急やむを得ない事情が起きた場合におきましては、他に委託して作るということも例外としてございしますが、これは四年間にたった一件あつただけでございます。この場合におきましては、食糧法の規定に基づきまして、食糧庁長官の承認を受けてやっておりますので、普通の委託譲渡の場合は実需者に売り渡された後米が移動するということはおきませんので、誤解のないようにお願いいたしますと存じます。

○堀委員 そういたしますと、私が今米が売り渡されたときと申しましたのは、米が売り渡されたときに権利が発生すると私は考えております。米が売り渡されないうちに、皆さんの方で基準石数に基づいて何らかの割当をするということはまだ行政の範囲内であつて、その行政の範囲内で酒造家の方はそれについてはまだタッチしてない。皆さんの方はどういう基準石数でどう割り当てたかは政府の側の範囲である。そうすると、政府の側の範囲にあるものをまだ権利の発生していない者がたが架空の取引をやる、から相場をやるという事実になるということをお認めなさいますか。

○泉説明員 私どもは、清酒業者が原料米の割当を受けるのは、先ほど法制局の第三部長からお話ございましたように、権利と考えておりません。現に、これは和歌山地方裁判所の判決でございますが、地方裁判所の判決もそれは財産権でないということを言っております。ただ、長い間の慣行といつたしまして、基準指数に基づいて原料米の配分を行なうことが行なわれ

ておりますために、ある酒造年度におきましてはその基準指数に基づいて酒造米が配分されるだろうということを予測して、その基準指数の取引、あるいは基準指数の委託というふうな事実行為が行なわれておるのでござい

ます。その事実行為を無視して米の配分をすることが行政上妥当であるかどうかということから、従来の慣行を尊重いたしまして、行政上そういう事実行為を尊重いたしまして、今日に至つておる次第でございます。

○堀委員 今の答弁、私ちょっとよくわからないのですが、ともかくも、そうすると、権利はない。財産権もなければ、権利として地方裁判所も認めないものを、公に皆さんの方が売買の対象と認めて、委託譲渡については今甲乙二つのルールがあつて、甲の場合にははつきり五千元という単価をきめて取引されておる、乙の方については自由取引になっておるといふことでありますが、今のお話は、それじゃ一体その権利のないものがどういふこと

で金を取るのだといふことを、大蔵省は認めておられるのですか。何らの権利もなければ財産権もないものが経済的行為をされて、それに伴つて、それはただ上げましょ、いだけましょうなら、まだ問題はない。それについては五千元だとか、自由取引の中では六千五百円から八千円も一石について取引されておるといふ実情がある。これは、大蔵省が、そういう権利もなければ財産権もないものに對して、架空の何かに對して取引することを認めておる、こういう事実になりますか、そういうふうにお考えですか。
○泉説明員 架空というのは少し語弊

があると思うのでございますが、事実上米の割当は基準指数を基準といたしまして原料米の配分を行なっておりますために、これは、御承知のように、ほかの統制の場合でも、いろいろ割当統制を行ないますと、その反射的効果といたしまして、そこにある経済的価値が生ずる。権利ではございませぬけれども、反射的な価値が生ずる。その反射的な価値というものが経済取引の対象になるということ、これはひとり酒造用の原料米の配分だけでなしに、ほかのいろいろな統制行為に伴って起こり得ることでございます。ただ、私も、もちろん委託醸造に関連して高い値段でそういう取引が行なわれるということは好ましくないと思っておりますので、できるだけそういう対価が引き下がるような方向におきまして原料米の配分を行ないたい、かように考えていろいろ苦心、努力いたしております次第でございます。

○堀委員 皆さん方には非常に基準指数ということに基準を置いておられる。しかし、この問題は、さきから法制局も答えられておるうちに、何らそれについて受配者の側として権利があるものではない。要するに、生産、販売の管理を行なうための統制行為によつて出ておるということになるならば、実際問題として、この前も横山さんが触れておられますけれども、権利の上にあぐらをかいて収入が入るといふことは、それは他にもあるかもしれないが、率直に言つて望ましい方向ではない。望ましい方向ではないものを昭和三十一年酒造年度から積極的に認めたといふことは、私はやはり問題がある。第一に考えるのでございますが、そ

こでこの基準指数というものは変更できないものですか。まあ慣行上妥当だ——私は妥当だと思わないのです。皆さんは妥当だ、妥当だと言つてやつておつて、片方では妥当でないために起こる問題を調整しなければならぬために、いろいろと法律的に疑義のある取り扱いが行なわれておるといふことですから、基準指数は変更できないのかどうか、このところを一つお伺いしたい。

○泉説明員 基準指数というものは、法律上の性格から言いますれば、お話のように一切変更できないというものはではないと思ひます。ただ、従来の行政慣行を尊重いたしまして、基準指数というものに基づいて配分を行なつておるのでございますから、変更できないことはございませぬが、それが行政上はたして妥当かという問題になります。やはりいろいろの問題がございします。そこで、私もといたしましては、基準指数によらないで原料米の配分を行なう中央保有制度というものを一昨年から実施いたしておるような次第でございます。

○堀委員 中央保有米についてはあとで私は触れますが、基準指数を動かすことにはいろいろの問題があるとおっしゃるのです。そのいろいろのこととをちょっと教えて下さい。

○泉説明員 これは当初こういう基準指数がなぜ生じたかということをおし上げなければならぬのでございします。昭和十三年に、酒造組合中央会におきまして、生産統制を組合が行なうことになったわけでございます。その後昭和十五年に、臨時米穀統制規則に基づきまして、食糧統制が行なわれ

るようになったのでございますが、その最初に行なわれたのが、組合の自主統制に基づいて——これは當時は旧基本石数と申しておるのでございします。そういう旧基本石数が組合の自主統制で生じておつた。それがずっと引き継ぎまして、役所の方で配分を行なうようになった後におきまして、自主統制から生じたものであるということからいたしまして、業界の慣行というものを尊重する建前を今日まできております。従つて、役所の方でこれを變更するというにつきます。これは、その發生上の原因からいたしまして、いろいろの問題があるわけでございます。そういうこととは別に、昭和三十一年以降今日までの間におきまして、企業整備が行なわれ、また復活、復元が行なわれ、それらの問題につきましていろいろ複雑な事情がからみ合つておるのでございします。これらの点からいたしまして、これを勝手に役所の方で變更するというにつきます。これは、行政上妥当でないのではないかと、疑義があるわけでございます。

○堀委員 今おっしゃつた点で、私はこの問題が非常にすりかえられてきておる点に問題があると思ふ。実は、この問題の發生の経過を見ると、さっきおっしゃつたように、昭和十三酒造年度に昭和十一酒造年度における実績をもとにして問題が出てきた。その問題は生産統制だった。生産統制ならば私は話がかかると思ふ。生産統制ならば、あの酒造家がこれだけ作つてよろしいというに基づいてくるのだから、その作る権利というものが動くという場合には、この問題は比較的すなおに理解できると思ふのですが、その次の臨時米穀統

制法ですか、昭和十五年かなにかに出て、本来は生産統制であつたものが割当統制に変わつてきた。その割当統制に変わつてきて今日に發展した中に、私は非常に問題が生じておると思ふ。といふことは、生産統制ならば生産能力に見合うということではなければならぬですね。今の場合生産能力に見合つていないのですから、生産能力に見合わないで、片一方でどんどん割当の方が勝手に動いていくという事実が起きてきた。この沿革を見ると、そういう米穀の数量を制限しなければならぬということから發生してきて、ねじ曲げられたということが、今日の非常な需給のアンバランスを生じておる根本の原因じゃないかと思ふのです。しかし、実際を見ると、あなたの方はそういうことで修正していくと言われますが、それは企業整備後の新免許者とか第一次復活者に対する認定販売、復活者に対する原料米の増加、あるいは第二次復活措置による特別加配米の問題、それから海外から引き揚げの醸造者に対する新免、これはいずれも新基本石数もなければ旧基本石数もない。何もないところにあなたの方はやはり新たに基準指数を設定したというところになると、実際問題としては、必要とところに配るといふのが妥当であつて、必要でないところに物を配つて必要なものには配らないというのが妥当だなどということは、これは常識論として通用しないのです。一切さわらなかつたのだ、もう旧基本石数、新基本石数、基準石数と、ずっと一本に連ねてきて一切さわらせませんでしたというのなら、私は言いませんよ。あなた方これだけさわつておるのだ。四つの種類に

わたつて、基準石数も新基本石数も旧基本石数もないところに割当をして、それでさわらぬというのなら、当然私の言う方が妥当だと思ひますが、いかがですか。

○泉説明員 お話のように、復活、復元者、それから海外からの引揚者に対しては私も私どもで基準指数の変更をいたしておりますが、復活、復元者にいたしまして、これは、企業整備の際に、ある者に旧基本石数を譲渡した。その譲渡した旧基本石数を買い戻すことによつて復活が行なわれております。その際に、話し合いがつかない場合に、一定率で認定いたしまして復活を認めた例はございしますが、何らの旧基本石数的な実績も何もないところに認めたわけではございませぬ。それからまた、復活、復元の特別措置にいたしまして、復活者が話し合いの過程において十分な石数の譲り戻しを受けておらない場合におきまして、それではあまりにも気の毒だということから、政府の方で復活率を高めるように措置いたしたのでございします。その本来は企業整備のときの操業者が返すべきものを返しておらないという実態がある。それで、認めておるわけでございます。それからまた、外地引揚者の場合におきましては、かつて日本の領土におつて醸造を行なつたという実績がございします。その過去の実績というものを尊重いたして、漸次復元率を高めていくことでやつておるのでございします。何らの実績もなくして動かしておるわけではございませぬ。ただ、これらの私どもが措置いたしましたのは、社会的に見ましてもどうしても気が

の張であるし、これだけの措置はとらなければならぬと考えていたしたのでございすが、さらにそれ以上今日売れる業者と売れない業者との間にだんだん懸隔ができております。この間の調節をとるべきでないかということはお話のようにございすが、これを基準指数の変更をもって行なうことが適当かどうかということにつきまして、私もいろいろ考えたのでございすが、行政上相当の変更になりまして困難であろうと思ひまして、一応中央保有制度の方向で収拾したいと考えて次第でございします。

○堀委員 ちよつと私理解ができないことは、私は筋道の話を申し上げておりました、気の毒だとか海外に実績があるとかということは、筋道の問題としては別個の問題なんですね。もちろんそれは行政行為ですから、そういう感情的な問題を含めないでいいというのじゃないのです。いいというのじゃないですが、少なくとも今は資本主義の世の中で——われわれは社会主義を望んでいますが、残念ながら資本主義の世の中です。そうすると、資本主義の世の中で、ともかくある自由なる競争がある程度行なわれて——ただ自由なる競争によって中小の方がつぶれたりすることは、これは絶対反対です。だから、その中小の人たちのあれを守ってあげなければならぬが、守り方が守り過ぎて、自分のところでは作らないものが余力にきて、ともかく過当利得が生ずるようなことが行なわれておる。片一方がもっと作りたいというのに、ここには作らせないでこちへ行く。私はそれは社会通念上妥当だと思ひわない。あなた方は基本石数を動かさない、基本指数を動かさないと言われ

ない、基本指数を動かさないと言われ

るが、実際は、これは新免をしたり海外から出てきたりした者が入ってきたと、総体的には基本指数というものが変わってきていると思う。いいですか。外ワケが一緒ですから、ふえてきた分だけ過去の既得権が下がっていく。あなた方は過去に動かし続けているのです。だから動かし得るということには私もさつき申し上げた。四つのなにしたって、新たな基準指数を作ったのです。これはもとの統制で一緒になつたときに入っておつたものを分けたといつても、分けたら残りの方の基準指数を受けているかという、受けてないかという。受けていないなら——あなた方が言つたんだけれども、受けてないから、それは何もあなたの言うような旧基本石数や新基本石数に基づいていゝるわけじゃなくて、基準指数全体の中では他のものが格下げになつてゐる。動かしているということがあるならば私は動かせると思うのですが、どうですか。あなた方は過去に動かしているのだから、動かさないものじゃない。動かせるのだというところで一つ答えていただきたい。

○泉説明員 これは、先ほどもお答えいたしましたように、法律上動かし得ないものではないです。それはよく存じておりますが、そういうことをどの程度まで動かすことが行政上妥当かという問題だろうと考えております。私も現在までに行ないましたものは、行政上まあ妥当ではないか。さらにこれ以上変更することについては、まだそこまで考えておらない

わけでございます。

○堀委員 委託醸造という言葉が大体おかしい。この前奥村さんがお答えになつてゐるのですが、どこかへものを出して共同でやつて、そこで利益をもらうのだとおっしゃるのですけれども、これはちよつと私理解できないわけですね。委託醸造ということでないのです。言葉の面から見て、常識的な概念なら、こちでお願ひして製品を引き取らなければいけないのです。製造を委託したのだから。返してもらつてその人が売るのでなければ委託にならない。現実にはそうじゃなくて委託しつぱなしなんです。委託醸造という言葉をつけるのが大體間違つてゐる。(そんな制度は廃止してしまえばいい)と呼ぶ者あり)そうです。

その次に伺いたいのは中央保有米制度です。この中央保有米制度という「保有」というのは、一体どこにだれが保有しているのか、ちよつとこれを伺いたい。

○泉説明員 これは、先ほどもお話をいたしましたように、政府の方にございまして酒造用原料米の実需者別の割当を行なうことになつておりますので、政府の方に保有するという意味でございします。

○堀委員 政府の方に保有したものは、その保有ということの必要はないのじゃないのですか。伺つておきたいのですが、政府が売り渡すのでしょ。政府が売り渡すものを政府が持っているのはあたりまえで、なぜ保有するのですか。

○泉説明員 それは、お話のように、中央保有米と申しますのは基準指数通りに配分しない米でございしますから、

中央保有米という表現は必ずしもその実態に合つておりませんので、いわば基準指数によらないで配分する米というところでございします。それをつづめて、適当な言葉がございしませんでしたので、中央保有米と言つていただけでございします。必ずしも適当な言葉とは存じておりません。

○堀委員 実は私が申し上げたいことは、言葉が適当であるとか適当でないとかいうことは、委託醸造でも適当でない。みんな適当でない言葉がついてゐるということ、率直にいえば、いかに適当でないことをやつてゐるかという現われなんです。両方とも適当でない言葉がついてゐる。そこで、それは適当でない言葉だけれども、この言葉がなぜできてゐるかという、中央保有米というの、あなたは政府が保有してゐるとおっしゃるが、現実には酒造組合中央会が保有した格好になつてゐる。そこで、中央会が中央に保有したということ、中央保有米、しかし、まさか中央会が保有しているという答弁はできないから、あなたは政府だと言ふ。政府だと言ふなら、そういう保有米というものは成り立たぬ、こういう論理が出てくる。今中央会にこれが保有をされてゐる、こう思うのですか、それは中央会がどうするのですか、そこから先をちよつと聞かせて下さい。

○泉説明員 これはもちろん中央会が配分するものではございせん、政府の方から中央保有分につきましてどういう割当をするか、三十三酒造年度、三十四酒造年度では若干違つておりますが、全体の数量の約四割というのは基本割ということをやつておりま

す。これは基準指数の一〇％プラス五石ということ、その五石分が平等割でございします。小業者に比較割のいいやり方でやる。残りの六割程度は、基準指数数量割といたしまして、最近の売れ行きがいいことに基つきまして、輸出数量の多い方に割り当てるといふことで行なつております。さらに、三十四酒造年度におきましては、そのほかに企業合理化割といたしまして、企業合同または共同びん詰を行ないます場合に、それを奨励助長する意味におきまして特別加配を行なつております。

○堀委員 昭和三十四酒造年度でそういう形で動いたのはそれだけですか。

○泉説明員 中央保有米の分はそれだけでございます。ただ、もう一つ、北海道におきまして、昭和二十年と二十一年当時、北海道は非常に食糧不足でございまして、酒造米に割り当てましたものが、酒造業者と北海道庁との要請によりまして、酒を作らないで食糧用に回してしまつたのでございします。その米の数量が何年度合せて二万六千石余に上つております。それは酒造用に使わなかつたのだから、昭和二十五年度以降酒造用に補てんするといふことで、今日まで措置をとつてきております。その分が五千六百石ございします。

○堀委員 そうすると、今の北海道へ行つたのは中央保有米じゃないということですか。

○泉説明員 性格からいへば、本来中央保有米から出すべきかもしれせんが、計算上は一般米の分から出しております。

き基準指数に基づかなければ出せないと云っていますね。基準指数に基づかなければ出せないのだから、北海道へ行った五千六百石は中央保有米で出したのかと私は思ったのです。ところが、今のお話を聞くと、中央保有米ではなくて、一般割当て出したということになると、五千六百石という基準指数はどうなったのですか。

○泉説明員 北海道の方は、先ほど申し上げましたように、昭和二十五年以降やっておりますので、その当時はもちろん中央保有米の制度はございまして、一般米のうちから先取りしまして、過去において酒造用に使うべきものを食糧用に使用してしまっただから、その分を補てんするということでやっております。ただその配分は基準指数を尊重してやっておりますのであります。

○堀委員 どうも基準指数というものは必ずしも絶対でないというところは、いろいろの中で出ていますから、この問題は御検討願いたいと思うのですが、この中央保有米が末端に行くと、今度は特別賦課金がこれに伴って徴収されていますね。これは一体どういうことでこういうものが取れるのですか。

○泉説明員 これは、酒造組合中央会は、その会費の徴収方法として、普通徴収の方法と特別徴収の方法と両方持っております。その特別徴収の方法といたしまして、特別賦課金といたしまして、この中央保有米によって作れるであろう酒につきまして、特別賦課金を取るということを言っているようでありま。

○堀委員 その特別賦課金は、やはり

中央保有米が行くことによって生じておるところの一種の対価だと私は考えるを得ない。基本割は百八十リットルに対して二百円、実割は千円、企業割は二百円と、いろいろ格差がついておりますが、少なくとも実割の千円というものは、これは私はいくつの対価だと考えるのですが、こういう割り方で見ておられますと、そのところはどうかというふうに考えておられますか。

○泉説明員 私どもは法律的性格は中央会の特別賦課金と認めております。ただその間基本割とそれから基準指数と割との間に特に差がございます。その差はどういうところから生じてくるのかということから申しますと、その基準指数割につきましては、売れ行きがいいものに行くものであるから、その分について高く取るというところは、やはりそこには何らかの経済的にそういうふうな米の割当を受ける場合の対価的な色彩が出てくることはいえないと思ひますが、法律的性格はあくまでも特別賦課金と認めております。

○堀委員 そこで、この中央保有米は委託醸造をやっている人のところへも行くのですが、私はここに非常に重要な問題があると思ひます。委託醸造をやっている方たちというのは大体私はきまっていると思うのですが、全部出さないで、三〇から六〇くらい委託醸造をやっている。それならば、毎年委託醸造をやっておつても、酒造権は免許を停止されないから、毎年固定してやっておつておる人ですが、そういう固定してやっておる人は米が余つておるといふ事実があるのですが、そういうところにも中央保有米は希望があればいくのですか。

○泉説明員 委託醸造しておる者に対しては割当がないことになっております。次に、この中央保有米の分配は実勢をもとにしてやっておるということのようですが、その中でちょっとおもしろいことがあると思うことは、おけ売りをやっておることは、それだけほかがおけ買ひしたところが実勢はふえておられますね。ところが、おけ買ひしたところのふえた実勢と、売ったんだから実際実勢がないと思うのだが、売ってしまったって何もないところに、また実勢を認めて中央保有米を分配しておるというのはどうですか。

○泉説明員 この問題は、おけ取引がなぜ起こつておるかということから申し上げないと、御理解いただけないかもしれないと思ひますが、長くなりまので、簡単に申し上げます。なるほどおけ売りをする者は、課税移出するわけにいきませんから、それを実績と見るかどうかという点につきまして、お話をうかがうに疑問になさる方もありだと思ひます。私もその点いろいろ検討いたしましたのでございまして、おけ売り業者は四千軒の製造業者のうち約二千五百軒あるわけでありまして、これは徳川時代以来そういうおけ取引という慣行がとられておりまして、決して課税移出しないからといってそれを軽べつ視すべきものでない、やはり一つの実勢として見るべきものであるということから申しまして、おけ売り業者につきましても、そのおけ売りの数量を普通に市販した場合の酒の数量に換算いたしまして、基準数量割にいたしております。おけ売りの

数量をそういたしますと同時に、おけ買ひした人の課税指数をそれに加えておきますから、分母がそれによって水増しされ、分子の方がそれだけ減少するということにはなっております。

○堀委員 そこで、最後にあなたがお触れになった、分母が大きくなつておられますから、おけ買ひをしない人は相対的にこの制度によって不利な状況に立たされるということになりますね。架空の二千軒のある者がおけ売りをして、それを全部実勢と見て配分するということになれば、これは不公平な面がある。おけ買ひをしないのがいけないので、おけ売りをし、おけ買ひをするのがルールだということになると思ひますね。こういう形で認めたということは、あなた方はそういうことがルールだということですか。私ちょっとここに疑問がありますのは、今度おけ売りの問題になると、ちゃんと値段がついて売りますよといつて、パンフレットが動くという事態が起こつておる。その価格を規定しているものは何かというと、正常な配分が行なわれないために、片方はおけ買ひをしてでも作りたいという、需要が大きくなつて供給が少ないということ、私はおけ売り価格も相対的に高騰しておると思う。だから、大体見ておると、酒造米の割当に関連して、さっきの委託醸造の自由取引も、おけ売り価格も、いずれも非常に高騰しつつあるというものが現状ではないかと思ひます。そういうことになるならば、やはり制度としておけ売りがあるということを私は今どういふことは言ひませんが、正常な経済状態の中に置くのが当然な

のではない。不当な統制を加えておるから、それによっておけ売り価格や委託醸造の価格は上がっていくということ、今のこういう経済状態の中で黙って見ていていいのかわるか。私はこれはやはり非常に問題があると思うのです。そういうことを調整するためには中央保有米を作っておきながら、さらにその傾斜を強くするような方向にこの制度がなつておるといふことは、そういう意味では中央保有米制度についても大きな疑義がある。だから、今私はそういう問題をすくどこでどういふ言ひませんが、一つ私は提案があるのです。

この問題について希望したいのですが、その希望したいというのはどういふことかと言ひますと、なるほどこれまで一種の既得権だと思つておる人がありましようから、その既得権を全部取りくずすというのは、なかなか不可能だと思ひます。そこで、ここで一べんとめもらいたいという事です。この基準指数についての問題を——これは一年々々の問題だから、昭和三十五年穀年度において、過去の基準指数をとる。ここに固定をして、それから皆さんの方では大体、最近米は豊作ですから、酒税をとりたいたいということで、酒造米の割当はだんだんふえてくる。このふえてくる分は、基準指数を断ち切つて、これからはもうあなたの方のそういう権利はありませんよ、このふえた分は、全部これからの問題として、新たな分配方式を考えるべきで、中央保有米はこれの中間をいこうと考えておるが、昭和三十四酒造年度については、半分は分けて、あとの半分だということは今伺つたのですが、そういうこと

ではないか。不当な統制を加えておるから、それによっておけ売り価格や委託醸造の価格は上がっていくということ、今のこういう経済状態の中で黙って見ていていいのかわるか。私はこれはやはり非常に問題があると思うのです。そういうことを調整するためには中央保有米を作っておきながら、さらにその傾斜を強くするような方向にこの制度がなつておるといふことは、そういう意味では中央保有米制度についても大きな疑義がある。だから、今私はそういう問題をすくどこでどういふ言ひませんが、一つ私は提案があるのです。

この問題について希望したいのですが、その希望したいというのはどういふことかと言ひますと、なるほどこれまで一種の既得権だと思つておる人がありましようから、その既得権を全部取りくずすというのは、なかなか不可能だと思ひます。そこで、ここで一べんとめもらいたいという事です。この基準指数についての問題を——これは一年々々の問題だから、昭和三十五年穀年度において、過去の基準指数をとる。ここに固定をして、それから皆さんの方では大体、最近米は豊作ですから、酒税をとりたいたいということで、酒造米の割当はだんだんふえてくる。このふえてくる分は、基準指数を断ち切つて、これからはもうあなたの方のそういう権利はありませんよ、このふえた分は、全部これからの問題として、新たな分配方式を考えるべきで、中央保有米はこれの中間をいこうと考えておるが、昭和三十四酒造年度については、半分は分けて、あとの半分だということ

ではないか。不当な統制を加えておるから、それによっておけ売り価格や委託醸造の価格は上がっていくということ、今のこういう経済状態の中で黙って見ていていいのかわるか。私はこれはやはり非常に問題があると思うのです。そういうことを調整するためには中央保有米を作っておきながら、さらにその傾斜を強くするような方向にこの制度がなつておるといふことは、そういう意味では中央保有米制度についても大きな疑義がある。だから、今私はそういう問題をすくどこでどういふ言ひませんが、一つ私は提案があるのです。

をやっている中に、また問題がこうい
うふうに着積をして、そうして、中央
保有米はほんとうに要らない人も、実
はもたえるものはもたっておくという
ことで、みんなもたっておくわけだ。
こういうことでは、この問題の根本的
な解決の方向に進んでおられない。そ
こまではあなたの米の量は減りませ
ん、しかしここからはふやしません、
委託醸造をやっておる人、特におけ
りばかりでやっておる人には、これか
らはあまりふやしませんということに
して、逆に必要な方向へどんどん米を
流していけば、自然な経済現象の中で、
もう要りませんというて断わってくる
ようになりすよ。もう買う方は買わ
なくなりすから、ある程度伸びる方
へどんどん要るものを渡しておけば、も
う買いませんということになって、自動
的に私はおけ売り価格は自由経済の原
則の中の適正なところへいく。委託醸
造というものは、なくなってしまう。
委託しようにも、いやもうそんなもの
は要りませんということになれば、な
くなるから、権力を用いずして、自然
の形の中で、経済現象としてこの問題
は解決できる見通しがあると思う。ど
うしても私が大蔵当局に望みたいこと
は、そういうあなた方みんなが妥当だ
と言つても、だれも妥当だと思わない
ようなことをいつまでもやらなければ
ならぬほど、何か問題があるのです
か。私はどうもそれが不思議でしよ
うがないので、この問題についてはこ
まめに考えてみていただきたい。そう
して、経済行為が自由な形で、しかし
中小の方のそういう既得権は侵さない

ということの前提には立たなければい
けませんから、委託醸造してまでいい
ということを私は言わないのですか
ら、企業の実態の中で考えていただき
たいということを希望いたします、
次に移ります。

○坊委員 関連して。

同僚委員によりまして、酒米の配
給等につきましては、相当核心をつい
た質問が行なわれたように私は思いま
して、私は堀委員に敬意を表します。
それで、一つお聞きしておきたいこ
とは、酒米の配給につきましては、い
ろいろな矛盾等が現われておること
は、堀委員の質問された通りでありま
すけれども、要するにこの問題がかよ
うなことに相なっていることは、堀委
員も言われた通り、二十年前の割当石
数というものを基準にとつて、その基
準石数をベースとしてここに割当をし
ている。こういうことをやまして、
そこで生じてきた矛盾を、あるいは中
央保有米の制度、あるいは委託醸造と
かいったようなことによつて、大蔵省
はこれを補正しよう、こうなされてお
りますが、委託醸造制度につきまして
は、これは、委託する方は権利の上に
あぐらをかき、委託を受ける方は、こ
れは大へんコストの高い酒を作る、こ
ういうようなことになってくるのであ
りますし、それからまた、中央保有米
制度というものは、これはネコもしゃ
くしもこれに手を出してしまつてい
うので、補正の効力がきわめて稀薄に
なつてしまつて。こういうようなこと
は、これはどうしていいけない。そこで、
大蔵省は、百尺竿頭一步を進めて、抜
本的に基準石数というものを、これは
来年改訂するとか何とかいうわけに

○北島政府委員

酒造米の割当につ

きましては、いろいろ問題があること
は、私どもも、もちろん当事者であり
ますからよく存じております。そして
また、その解決が昭和十一年にさかの
ぼるといふことで実にむづかしい問題
であるということを感じております。
実は、このような委託醸造を生じまし
た原因は、おそらく私のいないときに
閣僚部長から説明があったと思いま
すが、昭和三十年度におきまして、前
年度に比較して三十万石も増産されま
した際、従来は実は酒を作ればどん
売れるような状況であつたのが、この
増産により需給の状況のバランスがと
れて、むしろ軟化して参りました。そ
れと同時に、昔からの基準指数による
配給の弱点が出てきたわけでありま
す。これは地域的にもまた個人的にも
いろいろ差が出て参ります。たとえば
九州、四国、中国あたりは、昔は朝
鮮、台湾の領土がございましたので、
昭和十一年当時には相当作つておつた
わけでありまして。そういうものが基準
になつておりまして、あちらの西部方
面は基準指数が比較的大きくなつてい
ます。また個人的にもいろいろ差異が
ありまして、それをそのまま昔の基準
で参りましたために、昭和三十年度に
大幅に増産されたときに矛盾が出てき

た。そこで、その基準による配給では少
ない業者と、それではさばけない業者
と出てきたわけでありまして、昭和三
十一年度、清酒の一種の需給の調整
の作用として、委託醸造というものが
出てきたわけでありまして。これが翌年
になりまして値段が相当高くなる、委
託醸造の数量も多くなりましたので、
国税庁では、これではならないとい
うわけで、昭和三十三年造年度から、委
託醸造につきまして、むしろ抑制を加
えるという方針、何といつてもすなわ
ちな姿でありまして、抑制を加える
という方針をもちまして、委託の甲乙
というふうなことをやりました。さら
に委託醸造をする者に対しては、中央
保有米をやらないとか、あるいは委託
をしたら翌年において委託した基準指
数の一〇%を実績影響として削減させ
る、こういう制度をとりまして、だん
だん減らして参りました。

一方また、中央保有米という制度を
昭和三十三年造年度に設けたわけであ
ります。実は、昭和三十三年造年度
に、従来の基準指数一点張りの米の配
給をやめまして、ある一定限度までは
これは従来の基準指数で配給するが、
それ以上は、酒をみずから作り、かつ
売れる能力がある者に配給するという方
針を打ち立てたわけでありまして。こ
れを、言葉が適当かどうかわかりませ
んが、中央保有米と申しております。こ
の制度を実は昭和三十三年造年度にお
いて実施しますときに、非常に業界
の抵抗を受けたわけでありまして。四千軒
の清酒の業者の方々、これは二十年來一
応財産的利益――権利じゃなくても財
産的利益として売買譲渡されておつた
ものですから、それをこわされること

は、それはやはり業界に対して相当な
ショックだったわけですね。しかし、私
は、これではいかぬ、こういう状態を
進めていったら、必ずあとでより大き
な矛盾が出てくるということで、昭和
三十三年造年度には、実は業界の反対
を押し切つて、中央保有制度実施に踏
み切りました。ただ、その際は、最後
に業界もいわば若干条件闘争的に出て
参りましたので、三十三年造年度にお
きましては、国税庁としても当初の方
針を緩和しましたため、実はすっきり
した中央保有制度にはならなかったの
であります。三十四酒造年度におきま
しては、業界もだいたい国税庁案に歩
寄つて参りました。これは中央保有制
度やむなしということでも委員会も作
りまして、そうして国税庁と種々協議
いたしました結果、現在のようない
なつております。これも、私を申し
ますと、まだ完全なものとはもちろ
ん思っておりません。現われて参りまし
た実績を見ますと、必ずしも私どもの
庶幾しておつたところについておりま
せん。これは何とかして三十五年度
においてはよりよきものにしなければ
ならぬのじゃないかと思つております。
ただ、何と申しまして、長い間の財産
的利益、これを一挙に取つちうというこ
とは、業界にとつてやはり大きなショ
ックであります。業界に対して大きな
ショックを与えることは、やがて大きな
酒税を負わしておるところの企業の安
定を欠くことになり、租税収入にも支障
を生ずるということになりますので、そ
ういふ点も行政上十分頭に入れてやら
なければなりません。それと同時に、業
界の協力を求める、業界に對しまして趣
旨を十分説明して、できるだけ納得す

る。そこで、その基準による配給では少
ない業者と、それではさばけない業者
と出てきたわけでありまして、昭和三
十一年度、清酒の一種の需給の調整
の作用として、委託醸造というものが
出てきたわけでありまして。これが翌年
になりまして値段が相当高くなる、委
託醸造の数量も多くなりましたので、
国税庁では、これではならないとい
うわけで、昭和三十三年造年度から、委
託醸造につきまして、むしろ抑制を加
えるという方針、何といつてもすなわ
ちな姿でありまして、抑制を加える
という方針をもちまして、委託の甲乙
というふうなことをやりました。さら
に委託醸造をする者に対しては、中央
保有米をやらないとか、あるいは委託
をしたら翌年において委託した基準指
数の一〇%を実績影響として削減させ
る、こういう制度をとりまして、だん
だん減らして参りました。

一方また、中央保有米という制度を
昭和三十三年造年度に設けたわけであ
ります。実は、昭和三十三年造年度
に、従来の基準指数一点張りの米の配
給をやめまして、ある一定限度までは
これは従来の基準指数で配給するが、
それ以上は、酒をみずから作り、かつ
売れる能力がある者に配給するという方
針を打ち立てたわけでありまして。こ
れを、言葉が適当かどうかわかりませ
んが、中央保有米と申しております。こ
の制度を実は昭和三十三年造年度にお
いて実施しますときに、非常に業界
の抵抗を受けたわけでありまして。四千軒
の清酒の業者の方々、これは二十年來一
応財産的利益――権利じゃなくても財
産的利益として売買譲渡されておつた
ものですから、それをこわされること

くでもって正しい方向に一歩々々持つていく、こういう方向へいきたいと思っております。

それで、三十四酒造年度の中央保有制度は前年度に比べて一段と進歩であつたのでありますが、なお三十五年におきましてはもう一歩進めて参りたい。それによつて当然委託醸造は減つて参ると思つております。現に昭和三十三年から委託醸造の数量は漸減いたしております。昭和三十三年酒造年度においては、全体の一・七％程度がたしか委託醸造されたと思つて、それが、三十三酒造年度においては、一・五％程度、それから三十四酒造年度においては、一・一％、全体の作る量の一・一％程度が委託醸造、こういうふうになつて参つております。私は、こういう方へだんだん持つていって、こういうものがなくなることを望まじいんじゃないかと思つております。ただ、一挙にしてこの委託醸造をなくする場合には、いろいろ問題があると思つて、受託して、自分の販売能力に依つて生計を立てておる人たちに對してどうするかという問題があります。

これはなかなかむずかしい問題で、簡単にはいきません。ただ、十分時目もあることであるので、三十五年におきましては、より一歩進んだ配給制度をやつて参りたいと考えております。

○原政府委員 私、堀、坊間委員の言われました方向には賛成であります。ただし、それではその賛成な方向に非常に突き進んでやれということになりますと、極限は、自由になつた場合に、どう配給といふことを、米の消費になるかといふことを想定し

て、それに合う通りの配給をしるということになります。それは神様でなければできないということになります。かたがた、既存の業界の利益というものもありますので、それらを考へて、慎重に、しかし相当勇氣を持つてやるというかまえていくべきだと思つて、なお理想の状態としては、いわゆる権利という関係が全然ないのはいかどかという点は、私は留保したいと思つております。ある程度はあつた方がよろしい。堀委員も坊間委員もそうだと思うのでありますが、中小企業が倒れるのは困る、というものは、全然こういう関係がない場合は、そういうものは、ほとんど倒れて参ります。私はそれは望まじい。これはいろいろ批判もあるかもしれませんが、私は、その点は、ある程度のこういう関係は残つてほしいという氣持を持つておるということをつけ加えて、留保させていただきます。

○坊間委員 もうやめようと思つていたんですが、私の質問申し上げたことに對しての答弁がなかつたやうです。

まず第一点は、基準石数というものの、大蔵省はこれを今後ともそのままやつていくのか、一ぺんに改訂するということをお求めしているのか、はありますが、漸次、この基準石数というものの、技術的にこれを現状に即するやうな、いろいろな補正手段ではなかなか効果も上げられませんが、結局ベースになつてゐる基準石数というものの、改訂していくかどうか、これを改訂していく意思がないのか、あるのかといふことをお尋ねしておる。これが私のお聞きしたい一点、それからもう一つ、これは派生

的問題でございますが、委託醸造といふのはよろしくない。しかしながら、委託醸造をやめてしまふと、今まで委託を受けて、その受託によつて設備も販売もやつておつた人たちは困るにきまつております。さういふコストの高い米を今まで受けて酒を作つておつた。しかし、それでも、それを今まであなた方は認めておつたんです。それを認めておつたんですから、それに應じたやうな設備、販売をやつておる。こういうやうな人たちに對しては、さういふ受託をするというやうなことでなしに、正規な配給米をやつておるのであつて、この二点について、国税庁長官でよろしいから御答弁願ひたい。

○北島政府委員 まず第一点の、基準指数を全然取つてしまふ、こういう御趣旨であります。

○坊間委員 全然ではありません。今の現状に即したやうにやつていけ、ということ。

○北島政府委員 私は、もちろん現状に即したやうに運用するつもりであります。基準石数制度を一挙にして全廃するといふことは、業界にとつて大きなショックを与えることであるので、私は行政上妥協とは思いません。ただ、これについて行政上補正を加へるとか、それから、三十三酒造年度から実施されてきた中央保有米のワクを広げることによつて、自然的に基準石数というものの価値を減少させていくといふことが、やはり行政上としてはすなわちやり方ではないだらうか、こう思つております。もちろん、その間に、基準石数そのものの、

ついて全然手を触れないのはいかどかといふことについては、いろいろ問題もありましよう。たとえば三十三酒造年度に実施いたしました復活業者の復元問題についても、実をいうと基準石数の是正には違ひない。そういう是正は必要であります。それから、北海道につきましては、基準石数は動かしませんが、特別加配米、これもやはり見方によつては基準を動かしただと言へないこともありません。このやうに、実情に即した妥協な是正はやつていく必要がある。ただ、一挙にしてこの基準石数を取り払うといふことは、妥協な措置とは考へておりません。

それから、第二点の委託醸造につきまして、これを取り払へば、受託したものに對して何らかの措置をする必要があるんじゃないか、これも私は同感でございます。ただ、どういふやうに措置するかについては、技術的に非常に問題がございます。十分一つ検討して参りたい。方向としては、坊間先生のおっしゃるやうな方向に進んで参りたい、かように思つております。

○山口(真)委員 委託醸造の問題については、国税庁長官も主税局長も基本的に反對でないと言つておられるので、これはどうかで勇氣を持つて正道に乗せなければだめです。去年社会党と与党から注意のあつた輸入映画の割当権、これは権利の上にあらをかつておるものをやめさせろといふことが基本的問題で、これについてはだれも異議はなかつた。しかし、それを行なうについては、今まで権利だけ持つてその配給、販売をやつていたものと、さういふ人たちの即得権益と

いつた問題をどうするか、こういうやうな、群小業者の死活の問題まで伴つてきて、これがどうあるべきかということに基本を置いて、非常な大手術をやつた。従つて、社会党の方の提唱された方も、そんなひどい手術までして処置しろと言つた覚えはないという議論が起つたわけでありまして。それでも、やつておる方向が正しいければ、ある場合にはこれはやむを得ないと思つたので、さういふ意味で、非常にむづかしい問題があることは質問者も指摘しておりますが、どうあるべきかといふことについては、勇氣を持つておやりになつたらどうかと思つた。あなた方が勇氣を持つて基本的な方針でおやりになれば、衆議院の委員会だつて、方向が正しい限り、ある程度の犠牲があつたからといって、それを取り上げてぎやあきやあきやうなひもつき議員はいないと思つた。あなた方は勇氣を持つておやりなさい。

それから、せつかく立ちましたから、政務次官の御心境を私はお聞きしたい。政務次官は、大蔵委員会における酒類関係のベテランとして、ずいぶん御活躍なさつておられる。しかも、酒税法の一部改正のとき、政務次官は大蔵委員として在任中に孤軍奮闘され、そうしてたつた一つだけ国会の会期中に可決をされた前例もありましたが、御就任されて酒税法の一部改正法と内容ひとしきもの、あるいはまた今回の準一級酒を設ける問題等について、種々酒業界の基本的問題について意見が展開されておりますが、政務次官の現在の酒業界に對する、今指摘されたやうな問題に對する御心境いかに。そしてまた、もちろんお変わ

りになっていいると思ひますが、その心境のおまわりになつた過程の御説明を願ひたいと思ひます。

○興村(又)政府委員 特に御指名になりました御質問でありますので、お答え申し上げます。

酒の原料米の割当の現在の制度、いわゆる基準石数の制度というものは、行く行くこれは取つたうべきものだ、従つて、中央保有米制度というものも思い切つて再検討しなければいかぬ、こういう御趣旨でございます。私といひましては、お三方の御意見の通り、方向をいたしましては、当然基準石数によるところの割当の制度、特に政府が割当するところの制度はなるべく早くやめるべきだ、こう考へております。と申しますのは、先ほどの御質問にもありますように、清酒の原料米の割当が、食糧管理法に基づく割当です。ところが、米穀の需給が逼迫しておつた戦前あるいは戦後の二、三年前までなら、それはその法律に基づいての割当ということ、法的な根拠もあろうし、また理由もあろうと思ひます。しかし、もうこれほど米穀の需給が緩和された時代において、米が足りないからという米穀の事情から酒の石数を割当するということは、法律上根拠が薄くなつてきている、かように思ひます。しかも、一方においても基準石数の制度を取つたばどうなるかというところ、つまり競争力の強い比較的大メーカーというのが競争に打ち勝つて、小メーカーや競争力の弱いものは圧迫されるということをお互い心配するわけです。しかし、これに対し

ては、御承知の通り、酒類業団法に基づいて自主的な出荷制限、生産制限、あるいは価格協定というものを自主的に進めまして、これに対して大蔵大臣が認可する、このような酒類業団法というものがすでにあり、またそれを強化するために昨年通過成立した。でありますから、なるべく早くこの酒類法に基づいての業界の安定をやらねばいんだというところであれば、基準石数をはずして、この業界みずからの、と申しますのは、酒造組合でいへば酒造組合中央会みずからの自主的な協定によつて、出荷制限なり、生産制限なり、あるいは価格協定によつて業界を守つていくという、いわば受け入れ態勢が一方にできたのだから、なるべく政府としては早くそのように指導すべきである、かように存するのであります。この点につきましては、私の前任者であられる山中委員からの特に御発言でありますので、たしか政務次官の事務引き継ぎのときはあまりお断がなかつたが、きょうは事務引き継ぎのつもりでよく拝聴いたしました。私としてはそのように善処いたしたいと思ひます。

○山中(貞)委員 今承りますと、酒類法がせつかくできたのだから、これに基づいてやれば問題ないと言われるのですが、あなたがえんえん半日にわたつて酒類法に対して申し立てられた異議を、ここで速記録を読んでもよい。あなたは酒類法に対して異議を申し立てられておつたただ一人の人であつて、その酒類法をそのままれば問題は解決するといふお話ですが、それが就任して新しい酒類法を先国会で通すにあつて、あるいはそれが通つたことに

よつて、どういふふうな指導をすべきだということを考へておられるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○興村(又)政府委員 昨年の暮れ通過いたしました酒類法改正案につきましては、私は、改正案の趣旨そのものに反対はせず、業界の安定などについての問題であるから、なるべく関係業界にこの改正の趣旨を徹底せしめて、業界の意向をこの改正案に十分反映させるべきだ、こういう趣旨の意見であります。それから、法律案そのものにはそんなに反対の意向がなかつたのであります。とりわけ独禁法に対する排除規定である再販維持価格契約の規定につきまして、酒類の中にたとへばビールなりあるいは特級酒なりという一部の酒類だけにこの独禁法排除規定を認めるということ、これは片手落ちであつて、酒類全体に認めるということであれば、これは私はあえて反対しない、こういう趣旨で言つたのです。昨年の暮れの議決の際においては、これは酒類全体に適用するものであるという政府の方針がはっきりいたしましたから通した。私といたしましては、かような意味合いから、この酒類法というものは、業界がこの法律に基づいて自主的に安定してやっていくべきだというところでありまして、酒類業界の八団体などの会合には実は私みずから乗り込んで、どうか早く業界がみずから見定めていただきたい、今までのように一から十まで政府に依存する態度は、今日の時代において業界を安定させる道でないということを強く主張し、そのように指導しておるつもりでございます。

○山中(貞)委員 あなたの反対せられ

ましたときの酒類法と通過しました酒類法と、あなたの反対の趣旨がその法律の中にどのように具体的に盛り込まれて変化しておりますか。

○興村(又)政府委員 先ほど申し上げたように、私は反対ということはないのであります。酒類法をわずかな時間の中に急いで通過させる事情がないじゃないか、継続審議しても慎重審議して、その間に関係業界にこの改正案の身をよく周知徹底せしめて、もし改正せるところがあれば改正して、業界みずからよく理解納得した上の通過を望む、こういうことでありますから、決して政府原案に対してもあえて反対ということ、速記録をごらんになればおわかりになります、主張しておりません。

○山中(貞)委員 だから、あなたの改正すべき点があれば改正し、というのは、どういふ点を改正されたのか。私の知つておる範囲では、そのときたつて業界は徹底的に反対だという者はなくなつたので、大体において了解しておつたのですが、国会があつたうふうになつたので、結局反対の態度を持続せざるを得ないといううなことも、内面反応としてあつたのであつて、具体的にさういふことを説明してもらわなければ、私は速記録をもう一べん調べて、酒類法を通すことには反対します。具体的に一つどこが改正になつたか示して下さい。

○植木委員 答弁がございません。

○堀委員 国税庁長官がおっしゃつたことで、私また疑問が出てきたので、ちょっと伺ひたいのですが、委託醸造が減つてきたとおっしゃいます

が、パーセンテージが減つても酒造米の割当がふえておりますね。だから絶対量はあまり減つてないのじゃないかと私は思ふのですが、その事実はどうですか。

○北島政府委員 問税部長からお答えいたします。

○泉説明員 先ほど長官がお答えいたしましたように、米の数量はふえておりますけれども、基準指数で配分するものはさうふえておらないわけでございます。全体はふえておりますけれども、中央保有分がふえたわけでございます。従つて、三十三酒造年度を最高といたしまして、原料米の方減つております。具体的に申し上げますと、三十三酒造年度は、委託醸造に基づきまして配分された原料米が二万二千七百九十九石でございます。三十三酒造年度は一万八千九百三十三石、三十四年度は一万五千五百六十一石というふうになつて参つております。

○堀委員 次に、これは今酒造家の問題をちよつと取り上げたわけですが、今次官は酒類法に基づいて業界がうまくいくようになるだろうとおっしゃるのですが、小売業者の方の事情を調べてみますと、なかなか大へんな実情にある。これはこの前やはり横山さんが小売マージンの問題でお話しになつておりますが、この十日には全国の小売の方が東京にお集まりになつて、何とかマージンをふやしてくれという御要望がある。私はマージンをふやさないければならぬと思ひますが、マージンをふやす前にだいい問題がある。というのは、農村の方はよくわかりませんが、都市の地帯においては、今の価格は公定価格でございますか、あの価格

通りに実は卸売業者、小売業者の間での流通がいつてないようです。特に都會地、競争の激しい地域では大へんな値引き競争が実は行なわれている。生産者が卸へ出すところからすでに値引きが行なわれる。生産者価格というのは三十円内外割られておる。さらに、卸が小売へ持つていくときに、またこれも割つていく。小売は小売で割つて売つておる。割つて売つておるところはどこかという、料飲店にいつておるのである。最終需要家であるところの一般の消費者はあたりまえの値段で買わされておる。私は相当問題があると思う。この問題は、今度の酒税法ができて、協定価格というものができるのか、多少はコントロールされるか知りませんが、その原因の中に、小売業の方に何つてみると、メーカーの直売というものが相当にこれを誘発する原因を起しておるというふうに、実は小売商の方からお話を承つておるわけです。メーカーの直売は、都市において大手がやるだけではなくて、今度は地方のメーカーが都市に出てきて、そうして料飲店に直売をやるという問題すらも出てきておるということが、流通過程の中を混乱させておる。これは当然だと思ふ。卸、小売が当然とるべきマージンを、メーカーがやれば製造原価で売れるのだ。ところが法律で見るとみんな売れることになつておるようですね。各団体がみな売れることになつておつて、法律での規制は私はやはり困難だろうと思ふのです。そういうふうにして、売の問題と酒造米の割当の問題とは、私はやはり関連を考へてもいいのじゃないか。ということ、直売をしなければ

ならないということ、多少問題はあつたのでありますが、しかし、こういうふうな乱せば、いづれにたつて各業者ともいいわけはない。ある流通の中で適当なマージンのとれる状態が望ましいのであつて、一部のメーカーが直売をやつて、卸と小売を飛ばして問題を解決したいということ、今のは、これは問題がある。そこで、今のような状態が続いておる限り、マージンを上げておる問題は解決しない。それで、マージンの問題を取り上げる前に、私はやはりメーカーの直売という問題をもう少し規制をして、そうして、配給の——配給と申しますか、売り渡されていく経過がルートに乗つた形で行なわれるような行政指導を、もう少し強化してもらう必要があるのではないかと。これがマージンの問題に優先してある程度成り立たない限りは、マージンを上げたつて、結局それは料飲店がみんなまるまるふところに入れるわけで、最終消費者は料飲店で飲んで安いの酒は飲めない。一般の小売で売るのは、みんなあたりまえの安いもので、他で捨てたマージンを一般消費者の方で埋め合せておるといふような現実が起るということ、まことに遺憾なんです。この点について政務次官の方からお答えいただきたい。

○奥村(又)政府委員 御心配のこと、どうも近ごろだんだんひどくなつてきたように思ひますので、私も実は是非常に心配しております。しかし、今の御指摘のように、たとえば清酒で申しますと、清酒の生産者は卸も小売もできる、こういう免許に大体なつておりますので、従いまして直売は頭からいけないということは言えませんが、また、それをどのように押えるかということになりますと、法的な規制は政府としては直接できかねますので、これはどうしても酒税法に基づく組合の自主的な協定ということ、いかなければならぬ、かように私は存じます。しかし、それに至りますには、酒類業団体がまず酒税法の規定をよく理解して、もう、どうしたら、今の御趣旨に沿うように、生産者の直売が適当にセーブされて、小売業者、卸、生産者がほとんどにやつていけるかということ、業者みずから各団体ごとに御研究になる。そうして、協定価格なり出荷制限なりの協定案を持つて、自発的に大蔵省の方へ相談をしてもらう。これ以外に私は手はないものである。このように指導しなければならぬと思つております。これはまだ具体的には都内の方々と相談しておりますが、私としてはさう考へております。

○堀委員 それはおっしゃる通り法律的な権利でありますから、それを他の力で押えることはできないと思ひますが、しかし、今酒造米の割当については政府が完全に権限を握つておるわけですから、そうすると、酒というものは、メーカーさえ成り立てばいいというのではなくて、やはり各経路にある方のバランスのとれたものでいかなければ、酒税の保全に影響すると思ふ。マージンなんかなくて、はだしていいというわけに参らないと思ひますが、それにいつて、やはり、今次官もおっしゃつたように、ある程度方向がきまるのなら、使い得る手段は利用してやるべきじゃないか。酒造米の割にいつては、もう少し直売を減らしなさい、それでない、従前通りの割合でふやすわけにいきませんということ、ぐらひは、私は行政指導の中で妥当な——先ほどおっしゃつた妥当な行政指導に該当すると思ふ。それについて、その関係の国税庁の方から……。

○泉説明員 お話の点でございますが、直売することが直ちにいけないと言ふことは、なかなかむずかしいのではないかと。ただ、直売すると、卸の段階あるいは小売の段階を飛ばすことによつて、生産者の方のマージンがふえますので、どうしても値を引いて売ることになるわけでありまして、それがやはりいけないと思ふのでありまして、現在の中央保有米の配分に当たりましては、さういふふうにして生産者が値を引いて売つた場合は考慮するようになつておると思いますが、なお、御趣旨、御要望に沿つて、さらに一そうそういう措置を強化する方向で考へたいと思つております。

○植木委員長 この際暫時休憩することとし、午後一時三十分より再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十九分開議

○植木委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。平岡忠次郎君。

○平岡委員 国税庁長官に、税の徴収の問題につきまして一点質問いたしたいと存じます。

質問は滞納者の納税義務を第三者に転嫁強制する債権差押通知書にかかわる長岡税務署所管の事件についてであります。この通知書は、二月十二日付で長岡税務署長の二戸信一郎君より小林進なる人に向かつて發せられました。滞納者は長岡市の日興建設株式会社。

滞納額は源泉所得税と法人税の利子税と延滞加算税でありまして、その合計は一万三千九百七十円。金額はわずかでございまして、問題は、債権の肩がわり差し押えをなしている事実であるのであります。この通知書の記載内容の概要を申し述べますと、日興建設株式会社が小林進君に対して有すると称する建築請負金百六十万円のうち、未済金の三十七万七千円に対する支払請求権の差し押えであります。問題点の所在を説明するために、小林君から税務署長にあてた回答書、抗議文をここに披露いたしまして、それに対する長官の御判断と、長岡税務署長への長官のとりべき措置について承りたいのであります。

小林進君から長岡税務署長大蔵事務官三戸博一郎君にあてました回答書、抗議文を朗読いたします。

冠省、貴署発行昭和三十五年二月一二日付債権差押通知書を三月三日受取りました。

それに関し左記回答いたします。

記

(一) この債権差押通知は如何なる法規に基いて請求されたものか、その根拠をお示し願いたいと存じます。

(二) 貴署に於いては、滞納者の一方的な申告に基いて、相手方の債権の存在を認めず斯様な督促をされるのを普通の行為とされているや否やを承りたいと存じます。

小林進は貴署より未だ一度も日興建設に対する債務の存在を確認する照会に接したことはありません。突如として一方的に金銭の支払を期日と場所を指定して、これ

が納入を強制するが如きは、国家権力の乱用極まりなく思考します。いかでございましょう。

(三) もし斯様な暴挙が法治国の名の下に公然と行ふ事が許されるなら、悪徳の滞納者は、税金の督促をのがれる為に、架空の債権を設定し、次から次へと善良な第三者に迷惑をかけることになりましよう。

貴署のこの行為は、国家権力を背景にして、全く縁もゆかりもない善良なる市民の生活と家庭に思いがけざる精神的暴力の、なぐり込みをかけ、筆舌につきざる苦痛を与えていることを、いささかも反省された事が、ありますや否や承りたいと存じます。

(四) 小林進は幸にして国民より選ばれ、立法院の末席をけがしておりますので、今迄黙って泣き寝入りをしてきた善良な被害者に代って直ちにこれが調査にかかることにいたします。その結果はいづれ正式の機関を通じて貴署に対し意思表示をいたしたいと存じます。

(五) 最後に、小林進は日興建設に対しては、債権、債務の関係は全く存在せず、其他精神的負担をもちうるべき何等の因果関係もないことを申添えます。

貴署の御発展と貴殿の御健康を祈り、右回答に代えておきます。

以上

○北島政府委員 詳細には徴収部長からお答え申し上げるかと思いますが、ただいまの先生の御質問、ことに抗議文を拝聴いたしましたので感想を申し上げます。

今お話を承りますと、日興建設なる会社に滞納税金がある。そうして日興建設の財産を税務署が差し押えたわけでありまして、その財産なるものは、日興建設が小林進さんという方に対して有する債権を差し押えた。債権を差し押えますと、第三債務者たる小林進さんへ債権差し押えの通知がいくわけです。何も小林さんの財産を差し押えたというわけではございません。日興建設の財産を差し押えたわけでありまして、日興建設の小林さんに対して有する債権を差し押えた。それを、小林さんは、一つは御自分の財産が差し押えられたようにお感じ取りになっておられるのではないかと思います。債権を差し押えた場合には、必ず第三債務者たる者に通知しないといふ効力がないわけでありまして、小林さんへ通知したわけでありまして、その場合に、小林さんといふ債務を有するならば、その履行期日まで滞納額を限度として税務署の方にその金を納めるといふ建前になっております。もちろん、なるほど百何十万円、三十何万とおっしゃいましたか、債権がありまして、その全部を納めるといふのではありません。そのうちの滞納税額を限度として納めるといふことになっております。あるいはそういう点多少お勘違いがございまして、御自分が差し押えられた、こういうふうなお気持ちにとられたのではないかと存じます。それは誤解じゃないかと存じます。そういうような債権を日興建設が持つておられるかどうか、そういう財産があったかどうかという問題です。その点につきましては、税務署といたしましては十分調査してなすべきことであります。実は卒然としてたゞいま承りましたので、その債権があったことについて、私ももちろんあったものと思ひますが、さらに念査はいたしてございせん。あるいは徴収部長が急遽参りましてその事情を調べておられるかも知れませんが、さらに事情を御説明申し上げさせていただきます。

○勝原説明員 ただいま長官からお答えいたしました点でございまして、債権の確認行為をどれだけやったか、この点につきましては、実はまだ詳細はわかっておりません。実は昨日こういう問題があるといふことを伺ったばかりでございまして、詳細はわかっておりませんが、一般的に申し上げますと、先ほどの質問にありました、滞納者がこういう債権を持つておるといふことを一方的に言つと、税務署といふものはすぐそれに依つて動くものか、あるかないかわからぬままに、いきなり国家権力を使うのではないかと、いふ点があったのでございまして、その点につきましては、税務署としましては、ほんとうにあるかといふことを債務者に十分確かめた上で活動するといふことにはなっていないのであります。なっていないといふのは、法律的になつていないのではありません。で、実際問題といたしまして、そういうことは、あまりつづいておりません。悪質な人には逃げられる可能性があるものでございまして、一応滞納者の方を調べまして、大体その債権に相当確実性があると認められるものについては、迅速に行動をとるといふふうに動いておる点があるわけでございます。

○平岡委員 先ほどの抗議文の通り、債権債務はないのです、小林君にとりまして。ですから問題なんです、全然確かめずに、いきなり法律上は発動することができるといふこと自身の問題で、検討されなければならぬじゃないですか、あなたのおっしゃるような慣行になつておるとするならば、そこで、きょうは小林君がなぜを引いて休んでおる。もしそれでなければ、ここにきてもらつて、ピンチ・ヒッターとして、自分のことですから一番よくわかりますから、なお委曲を尽くして質疑をしたい、こういう念願であつたわけですが、きょうは不幸にしましてかぜで伏せております。しかし、問題点はここで明確になつておるわけですから、なお国税庁におかれましては、同署等をよく調査されまして、その上で明確な御処置についての御回答をいただきたい、かように考えております。また追つて小林君自身からこれを質問するといふ権利を保留しておきます。

○北島政府委員 日興建設なるものが小林さんに対して債権がなかったのに押えたという場合、実は怒つてくるのは日興建設のはずであります。それを債務者の方が怒られたといふのはどうも私は解せない。御自分の財産でも押えられたなら……。

○平岡委員 小林はそう言つてない。○北島政府委員 どうもそういう感じがします。日興建設は私はそんな債権はありませんと言ふのが筋合ひでございますので、何かそこに誤解の要素があるのじゃないかと思ひます。なお、自分はそういうような債務を日興に負つてない、こういうお話で

ございますので、十分その点日興建設の内容を調査させまして、はたしてそういう権がないものなら、もちろん、それは架空のものに差し押えられておりますから、無効の差し押えということになりますので、十分検討いたしまして処置させます。

○平岡委員 私の見通しではもちろん無効だと思っている。事実誤認があるわけだ。それを、この程度の誤認なら税務署の権力行政としてかまわないの、のだという行き方はあまりいいとは思っておらぬから、この点を問題といたすのですけれども、いづれにいたしましても事実の精査が前提にならうと思うから、あなたの方でもよく調べて下さい。この問題はこれで一応おきます。

次に、酒税法の一部改正案に関連しまして、前会の質疑を続行いたしたいと思っております。三月三日の当委員会において、いわゆる社会党の百円ビール実施の可能性につきまして計数上の政府の見解を求めたのに対し、政府はこれを留保されましたが、その後御検討あったことと存じますので、この際御回答を承りたい。ただし、念のため申し添えますが、酒類間の均衡論とか生産能力上の問題などはしばらく考慮外に置いて、もっぱら価格と需要量の関係における実現性について御回答をお願いしたい。

○原政府委員　そういうふうには価格と数量だけについてお答えするというのは、問題は社会党のおっしゃっています税制改正案でありますから、なかなかむずかしいのであります。あらたまつてお答えするようになりますならば、ビールの問題はビールだけのワクの中で価格数量を判断し切れるものでないわけ

で、代替物品とほかの酒類への影響まで読まなければいかぬわけでありま
す。非常にむずかしいということ
で、という先般から今までのなにはで
きません。また、非常にむずかしい問
題を詰めて、その角度だけでお聞き
になるといふのも、いささか私どもと
しては大へんでありますので、全般と
して考えますれば、酒税問題につい
ては、先般の会議で、その全般の高さの
問題について、またそのレベルにおけ
る酒類相互間のバランスの問題につ
いて、私どもの考えを申し上げたと
ころでありますので、どうかそれ
をお願いしたいというふうに思う次第
でございます。

○平岡委員　念押しをしたにかかわりませず、念押しと逆な御回答をいただきます。いて大へん不満であります。そこで、一応私どもの立場だけでもう一度確認しておきたいと思います。私の聞かんとしたことは計数上のことでありまして、消費資金におきまして一二％くらいの伸びがあるであらうし、自然増におきまして一二、三％の伸びがこれまたあるであらう。合計いたしました二五％の伸びが期待できるのだ、このことを申したわけであります。そこで、消費資金上の伸びの計算根拠といいたしましては、現行百二十五円の小さな価格が百十円に下がった場合、百十

円分の百二十五円が新たな消費倍率となりまます。すなわち約一三・五％となりまして、一三・五％の伸びを見込めるのですが、内輪に見積もり、九割として見ても一二％増が当然期待ができる。これが私どもが消費資金上の伸びが一二％となるという根拠であります。

次に、自然増を一三%とした理由は、増税のあつた昭和二十九年以降の自然増加率の足どりを見ても、三十年代は前年度比較一五%増、三十一年度は同じく前年度比較一四%増、以下三十二年一八%増、三十三年一四%増、三十四年度概数二四%増で、この五十年間の算術平均は七%増となつておるのであります。従ひまして、三十五年において増加傾向が著しく鈍化し、従来平均一七%の八割にとどまつたといひしても、なお一三%の伸びは必至の数字であります。阿者合計し三十五年の伸び率を二五%といはした計算は、客観的にも一つの無理もない数字と考えております。

ところで、前回は主税局長はこの点につきましては非常に悲觀的で、消費費資金等については六〇％くらいのものであらうというふうな答弁をいただいたと思います。少なくとも主税局長の政治的御答弁よりも私どもの主張の方が、格段に客觀性がある、かように考えております。あえて私の方の側から政治的に申し上げますれば、三十五年度の伸び率は、二五％どころか、三〇％と申してもさしつかえないことと考えております。増加率については勝負あったと考えますので、この点はこの程度にとどめておきます。

次に、私どもが特に強く主張する酒税全般の問題でありますが、私どもの判断では、政府は、業種別の競合を悪用いたしまして、高率酒程の温存のため、分割統治の方式を用ひ過ぎていくさらいがあると思う。今回の社会党の主張は、所得税における課税最低限限の引き上げによる減税に均霑し得ざる

階層の救済は、税制上からは、消費税を見直して、これを減額することで行ななければならぬとする立場からの主張であります。それにしても、私どももといひましたし、蔵入の急激な減少を、おかまいなしとしているわけではございません。消費税を引き下げるべしとの命題と、蔵入の急激な減少を回避すべしとの命題を、酒税において調和させるためには、税収額に関する限り薄利多売主義に転向すべし、ということが、われわれの主張であります。そして

て、その方法といたしましては、減税されることによって伸び率が大きく将来増収が期待される酒類（たとえばビール、雑酒等の弾力性ある酒類）の税率を、まずもって思い切つて引き下げることであります。その翌年度におきまして、これらの増収分を他の酒類の減税の原資に充てることにすれば、現行のごとき明らかに大衆収奪の高率酒税の一般を軽減し得て、税源の拡大をすらはかることができると考えております。かかる方法と経過をもつてするならば、あなた方がよつてもつて減税論、庄殺のよりどころとしているところの

酒類間のアンバランスの問題も発展的に解消することができるのではないかと、私どもはかように考えております。政府の御所見、主税局長の御所見はいかがですか、お伺いいたします。

○原政府委員 第一点のビールの消費増の問題であります。おっしゃる通り私が参りました点が二つのうち一つあります。減税による消費増は一二％くらいとおっしゃったのは——私は六％くらいだろうと申しておるのは、実は私はそう申したかも知れませんが、私の頭の中は税収がバックする額

はどのくらいかということで考えておったわけです。どうも税収が一二％リカバーされるといふ御質問のように思ったものですから、その点ならば私の誤解で答弁いたしました。消費量自体は、おっしゃる通り、減税になれば一三・五、六％増になります。もちろん他の酒類とのなかがありますが、それを無視して計算すればおっしゃる通りになります。その点は、もしそういうお尋ねであつたら、私は間違えました。

それから、もう一つの、毎年の伸びは、私が手元を持っているものと若干違うながあります。二十九年という年に、ビールの消費が対前年六％ばかり減っている年があるわけです。あなたは二十九年をもとにして三十年からやっておりますが、二十九年は天候のかげんなどでだいぶ減った年なんです。これを入れるかどうかという御議論はあるかもしれないけれども、私どもはこれも含めて長期の趨勢線を見ているということで、おっしゃるような趨勢線としての数字は、私どもはもっと低い数字を見ております。

それから、二番目の問題であります
が、消費税の引き下げによって大衆の
税負担を軽減するという考え方、これ
はもちろんあると思います。ただ、先
般も申し上げましたように、税法を改
正しないでおきますと、消費税は概し
て国民所得の伸びとかなり並行した伸
びをする。それから直接税はそれより
もっと大きい伸びをする。従つて、税
負担の中におけるウェートは直接税の
方が多くなるということになります。
ということは、所得税を納めない人よ
りも、納める人の所得に対する負担割

合の方が重くなるということです。そういうことがありますが、一がいに消費税の引き下げによって所得税を納めない人の税負担を軽減することがバランスとしていいかどうかというのは、検討問題であると思います。

それから、ビールについて減税をする、あるいは、今のお話ですと、一般的に間接税で減税をやれば、次年度以降消費の増がたつて増収があるというお話のように伺いましたが、それは、私どもの経験に徴するに、どうもそうはならない、やっぱりネット減は出るというふうに、今までの経験は語っておると思います。従いまして、この消費税の減税は長い期間では減収を来たさぬということとは、どうもそう考えかねるというふうに思います。

○平岡委員 所得税と消費税の権衡問題等につきましては、今は議論の場ではないと思しますので一応やめておきます。

次に、先ほどは除外しておいたわけでありましたが、ビールの伸び率に対する三十五年度における生産能力の制約について、政府はどのようにお考えですか。

○原政府委員 ビールを發酵させてタンクにしまっておく日数をどうするかということ、いろいろ大幅に変わってきますが、やはり五十日くらいは置いておかねばなるまいということで見ますと、四百四十二万石というのが、ただいま私どもの持っておりますビール会社の生産能力の数字でございます。

○平岡委員 それなら各社別の能力をちょっと出して下さいませんか。えらく少ないように思いますが……。

○泉説明員 四百四十二万石の各社別の内訳は、麒麟が百五十一万石、朝日が百四十三万石、日本麦酒が百二十四万石、宝が二十四万石、こういうふうになっております。

○平岡委員 これは今年末くらいからの増設等による生産力の増高、こうした要素は考慮されておられないのかどうか。現時点であなた方はおっしゃっているのか。それとも本年度中の増高も含めての数字ですか。

○泉説明員 各工場でいろいろ増設の計画はございますが、本年の最盛期であります七、八月ごろには間に合わないで、現在の時点で考えております。

○平岡委員 先ほどの計数論争で、私は私の説の方が正しいと今でも確信している。そこで、ただ制約があると思えるならば、生産能力上のことだろうと、思ったのでお聞きした。ところが、政治的御回答であるかどうか知らぬのだけれども、あまりにも低い数字をあげられまして、私はこのようなことはなれないと思っております。ですから、もし生産能力ということでは伸び率に限界ありと論争されるとした場合、この四百四十二万石はまさに過小な見方であると考えられるものであります。経験的に見ましても、三十四年度の政府予算におきましては三百七十万石を見込んでおいたのが、実際には四百二十万石以上を移出することができています。す。おそらく生産会社としても年度当初においては三百八十万石程度の生産計画ではなかったかと思えます。しかも、下期の売れ行きの増高によって、予算をこえること実に五十万石の増加に対応し得たわけでありまして、

ら、こうした過去の実績等に徴してみても、ビールの生産能力は弾力性もあり、あなたの方のおっしゃる四百四十二万石の消極的な回答は当たらないと考えますが、いかがでございますでしょうか。

○泉説明員 ビールの製造技術も漸次改善されておまして、従来は貯蔵期間が六十日程度でなくはいけないということであったのでございしますが、最近ではそれが非常に早くなりつつあります。従って、製造能力ということは一応先ほど主税局長が申し上げましたように、五十日くらい貯蔵するものとして計算した場合でございしますので、もっと早く回転させれば、もちろん多少能力がふえることは申し上げるまでもないわけでございます。ただ、そういたしますと、どうしても熱し切らないビールが出る可能性もあります。もちろん、最盛期のようにほとんど売れ消化されるのでありますが、消化し切れない場合も予想いたしますので、今申しましたような能力と考えております。それから、この能力は、従業員が八時間労働をするという前提で計算しておりますが、これを超過勤務をやりますれば、やはりある程度能力がふえるというふうなこともあります。それから、あらかじめ、あまり需要期でないときに作っておきまして、それを貯蔵しておくというふうなことに、ある程度ふえる余地はあるわけでありまして、従って、なかなか製造能力というふうなことは厳密に申し上げかねる。また、減る要素といたしましては、昨年はなかったものでありますが、一昨年のように従業員がストライキを

行ないますと減るというふうなこともございしますので、なかなか的確に製造能力が幾らだということを言い切ることはむずかしい問題でございます。公社の営業政策等とも関係いたしますので、私どもは、現在の、今申し上げましたような、八時間労働で五十日間貯蔵するということ、御了承いただきたいのでございます。

○平岡委員 私がこの問題にかなりしつこく食い下がる理由は、私どもの計算では、ことしの四百二十万石を基礎といたしまして、三十五年度には五百二十五万石までいけるだろう、かように伸びが見られるという確信に立っておるからであります。それをカバーし得る生産の態勢ができておるかどうかが、このことが問題でありますから、お聞きしておるわけなんです。今、泉さんの御回答には、具体的な数字がありませんが、もう少し突っ込んで、四百四十二万石に依然としてとどまるのか、伸びがあるにもかかわらず、これを圧殺して、四百四十二万石という政府の予算石数に一応どうしても限定してしまうのかどうか、この点が問題でありますから、御明答をいただきます。

○泉説明員 平岡委員のお話の前提となっております昭和三十四年度が四百二十万石に達するだろうというのは、ビールの課税年度からいたしますと、三月から二月までになっておりますので、それで見ますと、四百二十万石にはまだ達しないと思っております。それから、三十五会計年度、つまり本年の三月から来年の二月末までに幾らになるかという点につきましては、

ビールの消費というものは天候に左右される点が非常に多いこと、それから先ほど申し上げましたような従業員のストがあるかないかといったようなこと等からいたしまして、四百四十二万石というのは、お説のように多少かた目とは思いますが、かた目に見ておる次第でございます。今、的確に四百四十二万石をどの程度こえる可能性があるかということにつきましては、はっきり申し上げかねるのでございますが、しかし、ふえましても多少のところでありますように、五百二十五万石というところには到達し得ない。来年に工場の増設工事が、本年計画いたしましたよりも早くできますれば、四百四十二万石によりかなり上がるとは思いますけれども、しかしそれも大した数字にはならないものと考えております。

○平岡委員 かなりとかんとかいうのではわかりませんよ。数字で言ってお下さい。

○泉説明員 いろいろな客観的な天候その他の条件が加わりますので、神様でもない限り、正確に言い切れないと思うのであります。

○平岡委員 生産能力だけについて言っていたらいい。あとの伸びがどうであらうかというところは、今議論の外におきます。生産能力としてのくらいまで可能であるか。このことだけについておっしゃっていただきたい。

○泉説明員 各社によって超勤をどの程度行なうかわかりませんが、能力といたしましては、各会社におきまして計画の総計は、約五十万石程度を増設する計画であるわけでございます。それが最盛期の七、八月までにできま

ために、今申し上げましたように、はなはだばく然としたことを申し上げて恐縮でございますけれども、能力としては五十万石ふやす計画で進んでおりますけれども、いつその増設工事が完了するかということ、それが最盛期に間に合わないということのために、能力として低目に見ておるわけであります。

○平岡委員 それでは、私どもの推定するように五百万石をこえるような事態がきた場合に、製造能力自身に限りがあるとするならば、たとえばチェコあたりから麦芽を買ってくるということでもカバーもできます。いずれにいたしましても、そういうことを考慮し得るのですから、この論争をこれ以上続ける必要はないと思ひますから、一応打ち切ります。

次に、ただいま上程されております酒税法の一部改正案に関連した準一級清酒の価格構成を、この際伺ひたいします。一升びんについてお答え願ひます。

○原政府委員 一升当たりと言われますので、まず小売価格から申しますと、六百五十円であります。そのうちで税金が三百三十三円九十銭、それ以外のところはなお検討中であります。大体マル公計算において特級、一級、二級というものの製造原価、卸マージン、小売マージンというものに計算の秩序というものがございます。それに合わせて形づくっていくつもりであります。大体案は持っておりますが、まだ公表いたす段階になっておりませんが、ただいま申しました通り、現にある特、一、二各級の価格構成の秩序に乗ってこれを算定すれば、六百五

十円から今申しました三百三十三円九十銭を引いた残りが、バランスを取って製造原価と卸、小売のマージンに分配されて、ちょうどよくなる見込みであるというふうに、たいへん全体ひっくるめて恐縮であります。そういうふうにして申し上げておきます。

○平岡委員 私の質問する理由は、大体卸と小売のマージンがどのくらいになるだろうかということに関心を持つての質問です。そこで、まだ未定稿でありますけれども、一応数字がありましたら、パーセンテージをお聞かせ願ひたいのです。

○原政府委員 この委員会の席で速記をとる形においては私は申し上げたくはないと思ひます。別の形で申し上げたいと思ひます。

○平岡委員 酒税局長の御発言から類推いたしますと、結局、今回の酒税法の一部改正に関連しまして、小売準一級の清酒の設定を見ましたけれども、この内容の価格構成については新味は出ないということと了承いたします。

ところで、現在特に小売業者が直面している問題といたしましては、先ほど堀さんの方から別の角度から質問がありました。私は労働基準法に準拠する就労時間並びに休日制の実施、最低賃金制の不可避的な実施の趨勢、退職金共済制度の充足とその加入等がありまして、これらに伴う経費増高等を勘案しますれば、さらに機会を求めまして、全酒類にわたるこれが適正化をはかるべきだと考えておられますが、この際酒税の御見解をお伺ひしたいと存じます。

○北島政府委員 これは非常にむずかしい問題でございます。製造業者、卸

売業者、小売業者だけのことを考えてももちろんいけません。最後に消費者のことも考えなければいけません。しかも、その中におきまして、バランスのとれた割合が望ましいわけでありまして、各業態におきましてももちろんマージンの多からんことを希望しておるのは無理からぬことであります。私どもでは、その間の彼此権衡をとりまして、消費者の最終価格ももちろん重要な要素と考えまして、きめなければならぬ問題でございます。ただ、従来の差益率を申しますと、一応清酒につきましては、卸売のマージンが仕入れに対して特級が四・六％、一級酒が四・八％、二級酒が七・八％、それから小売の差益率は特級酒が一〇・一％、一級酒が一〇・五％、二級酒が一・七％となっております。これを根本的に変えられるかどうかということにつきましては、最終価格の問題は十分頭に入れておかなければならぬ問題で、簡単に申し上げかねる次第でございます。十分その間の彼此権衡をとりまして、将来基準価格というものが設定されるべきものであると思ひます。

○平岡委員 大体質問を終わります。しかし、本日の論議を通じてみましても、酒税法には問題が多いのです。転換期の酒税法は抜本革新的に見直さなければならぬ、こういう問題も含んでおると思うのであります。そこで、順調にいけますれば、本日この法案は通過するはずになっておりますが、酒類全般の問題についてはまだ問題が多いのですから、法案の通過は通過とい

たしまして、当委員会において酒税関係の質疑の権利はなおこれを留保いた

したいと思ひます。従いまして、委員長並びに同僚各委員におかれましては、法案通過のゆえをもってこれに制約を加えないということをお願い承願いたし。これをもちまして私の質問を終わります。

○植木委員 ただいまの御希望に対して委員長も了承いたしました。

○松尾委員 本日この法案が通過する予定になっておりますので、もう大体質問は終わったやに思われますが、一言御質問を申し上げます。

この法案の提出の理由を見ますと、準一級酒を置いたということは、形を変えた清酒への減税というふうにとれるわけなのです。ところが、今平岡さんも言われましたように、酒税に對しては全般にわたって非常に税金が高過ぎる、従って小売値段が高い、こういうことになるのですけれども、減税するのでしたら、なせもともと高いビールなんか手をつけておやりにならないか。それから、この提案理由の説明には、どうも税金が高くて一級、特級が売れなくなったので、一級と二級の間に準一級を設けて、しかも市場混乱を安定化するのだと書いてございまして、他にもっと税率の高いビールなどをよそにして、準一級というものを置いて、清酒への減税ということをはかったのは、何かほかにわけがあるかどうか。それを一つ。私は、品物が比較的よくて安く手に入るのですから、反対するものではないのですか、何かほかに理由があったかどうか、それをお聞かせ願えればけっこうでございます。

○原政府委員 私どもが準一級を作る

ことを考えたのは、一昨々年以来酒類別の税率のバランスにいろいろ検討を進めております間に、あまりにも税率のバランスが顕著に問題だというのが、この清酒における特級、一級、二級のバランスであったわけでありま

す。それはどういふことかと申しますと、清酒全体としては大体年率で七％前後堅実にずっと伸びてきておりますが、その中でほんとうに伸びているのは二級だけであって、一級酒は三十万

ちよつとのところで毎年横ばいである。特級酒はだんだん量は減って参るというふうな状態でありま。税率の差も非常に大きくて、しかもその結果小売価格が特級千七百五十円、一級が八百三十五円、二級が四百九十円。そう

なりますと、特級と一級の間は二百四十円でありまして、一級と二級の間は実に三百四十五円あるということとで、こういう値段の構成自体にも、ちよつと常識的に考えますと、特級は特別高いが、一級と二級との幅は特級と一級の幅よりもむしろ小さいというのが、今の情勢では妥当ではないかというやうな感じがされる。今申しましたように、その結果でもありますが、特級、一級というものの伸びが割合——特級のこ

ときは、今はちよつと違ひますが、減って参つておるといふやうなことを見ますと、やはりこの辺に何か手を加える必要があると思つたわけ。翻つて見ますと、こういう級別のきわめて顕著な差を置いた税率を盛りま

したの、戦争の終りあたりからもう酒が足らなくて、幾らでも売れると言つては極端であります。特価酒とい

ふ多いからというので、かなり高い値段

を出したわけですから。そういう時代の情
性が残ってあって、現在の事態にはど
うもそぐわないということがきわめて
顕著に認められるというのが、ここ一
兩年米の検討の結果であります。

そこで、今回の準一級というものを
入れて、税率の公正、小売価格の
公正及び常識に合ったものにする。そ
して、現在では一級と二級の差があま
り大きいものですから、二級酒を作っ
ておる酒屋さんで少しはいい一級を出
したいといつても、三百四十五円飛び
上がるのには力がない。やはりいなか
の酒屋さんで相当の銘柄だというのが
準一級を作りますと、二級を減らして
準一級を作るといふのがあつたわけ
です。清酒の業界がそういう意味で先
米言うてきておられるところは、むし
ろその方が一級、特級から落ちてくる
よりも多いから、ぜひやってくれとい
うお話で、私も、多いといふのは
なかなかむずかしいから、それでは一
つ努力してとんとんにしてもらいたい
といふことで今回はやっておりますの
で、お話のような、これは実質上減税
的なながあるという御意見も一応こ
も、今般は減税はやらないという建前
から、業界に協力していただいて、減
税でなく増減収率ゼロといふことで、
先ほど申しましたような気持でやっ
ておるといふわけでありまして。なお、
ビールについては、アルコールの度数
が低い、度数割にしますと非常に高い
税率である、おっしゃる通りでありま
す。そういう意味で今後検討を続けた
いと思ひますが、今でもたしか、売
れ行きという点でいきますと、御案内
の通りビールは酒類の中で一番トップ

を切つて売れ行きが毎年飛躍的に続い
て伸びておるといふところでありま
す。私は何も伸びておる酒は税率は高
くていいという結論を申しておるわけ
ではありませんが、そういう酒類につ
いてはなおそういう点も考え、他の伸
びの悪い酒とのバランスというよう
なことも十分考えた上で措置したい、措
置する時にはやはり相当の財源が要
るだろう、それはまた財源をもつて減
税をやらなければだめです。まい
まいといふことで、今回問題とは思ひなが
ら見送つたわけでありまして。

○松尾委員 だいたいの御説明はし
ば聞いておりますので、私もわから
ないことはないのです。ところが、急
にというわけでもありませんが、三年
ほど前からこういうふうな実情に照ら
して考へておつたとおっしゃるのです
けれども、何かちよつと不明朗な点が
ある。聞くところによると、この前三
十三回国会のときに、昨年の暮れです
か、酒団法が出来たときに、いわゆ
る陳情八団体が出来たとき、快く思つてな
かった。中でも中央酒造のごときは相
当反対しておつた。そのために見合
いでこれが急に出てきたなんて言つて
いる人もあるくらいなんです。そういう
ことは思ひ思ひの考へで自由ですけれ
ども、一体ビールが売れておるからほ
うておくとおっしゃるのではないとい
いながら、事實はビールの需要が非常に高
いから今の間はおっしゃるのですけ
れども、實際は中身はほんの少しで、
一本当たり百十五円ですが、その中の
七十円二十銭が税金に該当するといふ
のでは、酒飲みでも酒の酔いがさめて
しまふといふほど税金をとられてお
るので、売れているからといふことで、

このまま将来かなり長い期間ほうつ
ておくわけにはいかないだろうと思ふの
です。
もう一つは、どなた様の質問に対
して、酒税全般にわたつて考へてみる
といふ御答弁があつたように記憶して
おりますが、その酒税全体にわたつて
の検討と同時に、税を公平にしてい
くといふ建前からいたしますと、今取
つております税金というのは、戦前と比
較して、いわゆる物価構成の推移と
いつたようなものも加味しながら、ど
ういふふうになつておるのか。高いか
安いかのパーセンテージをお知らせ願
えと、再検討のうちに大へん参考に
なるのじゃないかと思ひます。

○原政府委員 戦前の通常の基準年次
を昭和九、十、十一年ごろをもとにい
たしまして、酒の税率が何倍になつて
いるかといふことを調べてみますと、
一番倍率が高くなつておるものが、特
級ウイスキーの二千二百七十七倍であ
ります。一番割合が低いのが甘味ブドウ
酒の三百十一倍、その中にあります
代表的なものを言いますと、ビールが
八百倍、二級酒が六百三十九倍、合成
酒が五百七十倍、しょうちゅうは三百
八十倍、これは甲類のしょうちゅうで
あります。ウイスキーも二級ウイ
スキーは五百二十七倍、大體物価が三百
五十倍といわれますから、すべて
すべてと言つてはなんでもござい
ます。ほとんど大部分が物価の倍率以上
に上つておるといふことになつてお
ります。租税負担全体が戦前国税、地
方税合せて一二・三%のものが現在
約二〇%、五割増しくらいになつてお
りますので、それらもあわせて考へて

いただかなければならぬであらうと
思つております。
○松尾委員 今伺つた数字によれば、
全く非常に大きなものに変化して、租
税全体に對してもなかなかこれは高い
といふふうに思われるのです。将来酒
税を再検討する場合に、今のよう全
体的に見た要素でもつて公平になら
ないから、あるいは実態に適應したもの
にならしていくといふことで、その率
を減らすお考えはないかどうか。
○原政府委員 間接税を増徴しても、
むしろ直接税を減税しろといふ声が強
くて、最近まではどうもそういう声の
方が強かつたと思ひます。事實減税は
大部分直接税、特に所得税の分野で減
税を行なつてきました。しかしなが
ら、直接税の方もまだまだ重たいと思
ひますが、かなり合理化されたといふ
ところから、間接税の方でも減税とい
いますか、それをはかるといふような
も相當出て参つて、今は直接税、間接
税のバランスの問題は、そういう意味
では、いろいろな角度からの意見がか
なりある時期になつてきております。
といふことは、酒についても減税とい
うことはどういふ問題にならぬとい
うことではないと思つております。従
いまして、将来そういう直接税とのバ
ランスを見ながら、国民の税負担はな
るべく軽く、そして合理的である方が
いいわけでありまして、酒についても
できるだけはかつていきたいと思ひ
ますが、優先第一位といふことでない
といふあたりの点は、かなり慎重にお
考へ願わなければならぬだろう。なお
酒のレベルの問題はそのくらいにいた
しまして、その中で各酒類のバランス
という問題になりますと、相当問題が

あると私も思つております。今御指
摘のビールの問題もありますし、特
級、一級という問題もありますし、そ
の他にもいろいろ問題が多うございま
す。これは、戦中、戦後、アルコール
さえ入つておれば飛ぶように売れたと
いふ時代には、あまりそのバランスを
精細に検討して議論いたしませんで
も、業界自体も、どんなもので全部
売れてしまふわけですから、文句はな
い、消費者もあまりそういうなを言
わないといふことでありましたが、
需給がゆるんで参りまして、そういう
点より精細に調べなければならぬと
いふことになったので、
そういう点には特に力を置いて検討し
なければならぬといふふうに考へてお
る次第であります。
○松尾委員 大體そういう御説明を聞
きますと、もつと突き詰めて各酒類に
わたつてのといふのはむずかしいので
すから、別な角度から税率をはか
つて、国産品を少しでも税を軽くとい
う方法をとることはできないかといふ
意味から、貿易・為替の自由化から、
将来に洋酒が相當輸入されるだろうと
いわれておりますけれども、現在の洋酒
の輸入量並びに将来貿易自由化にな
つた場合の推定は、どのくらいに押
えていらつちやいますかといふことが
一点。それから、イタリアの酒税法を見
ますと、輸入酒に對しましては、関税
のみでなく、国産品のものに課してい
るに酒税をとつておるといふ話も聞
いておりますけれども、こういうこと
は、日本の現状におきましてやつた
ら、何か支障があるかといふことで
す。

○原政府委員 酒の輸入高は、最近の

状況では、金額にいたしまして約百四十万ドル程度が年間の輸入額であります。自由化した場合にはどうなるかというのとはなかなかむずかしい問題であります。完全に自由化したとすれば、相当入ってくるだろうと私も心配いたします。御案内の通り、輸入洋酒、特にウイスキーあたりでは、税を払いましても、相当利潤があるといえます。相当高く売れているわけで、よけいになりますと、下がって行くでしょうけれども、やはりそれで相当な影響があると思っております。そういう意味から、よほど自由化については、金額は小さい項目であります。慎重にしたいと思います。お、輸入酒について、関税のほか酒税もとるかどうかという点は、これはもう日本でも、関税をとりました上に、酒税をとるといふことになっております。それでもまだ国内の価格が非常に高いために、相当利潤があるという状態になっております。

○松尾委員 以上で終わります。

○植木委員 石村英雄君。

○石村委員 まず、原主税局長に税収見通しのことでお尋ねしますが、三十四年度の当初予算のときの雑酒の税収見通しは九万六千キロリットル、百六十億という見通しだったわけですが、それが今回三十五年度は七万二千四百キロリットルで百十九億、約百二十億で見通した。この雑酒はほとんどウイスキーだと思ひますが、その見直しも理由があるのですか。

○原政府委員 三十四年度当初予算の雑酒の課税見込み数量は九万六千キロ

リットルで、補正でだいぶ落としてしました。それから三十五年度の予算見込みにおいては七万二千四百。なお、補正で落としたことが大事な数字でありますので、申し上げますと、補正で七万八千五百キロリットルに落としております。これは実行いたしましたので、実績を見て、非常に雑酒の伸びが悪いので、それに合わせたわけでありまして、御記憶の通り、雑酒は二、三年の間相当著しく伸びておったのです。その趨勢に乗って三十四年度当初予算を見ても、おりましたところが、実際にはそれが伸びなかったというために、補正で修正いたしましたわけでありまして、見通しが間違ひであったということ、それを是正した。補正で確かにそのように減つてはおります。ただ、常識から考えると、ウイスキーなんて大へん近ごろたくさん飲み出した。それが三十四年度当初より少なくなったので要に思つたのですが、実績上そうだとおっしゃれば、別にこつちではその実績は間違ひであります。なにか根拠もあるわけでありせんから、何も申しません。雑酒にはいろいろ問題があるようですが、これはいづれ勉強してお尋ねします。

そこで、今度の法律の方へ移ります。まず酒税をかけるかけ方の問題です。酒は特級酒、一級酒、いろいろあります。これは醸造家が醸造いたしました。この酒は特級だ、この酒は一級だ、二級だ、こういうように鑑定できめられる。そして、それを出すときに、特級を出せばこれほどの税金だということ、庫出課税ということ、そういうやり方になってゐるわけですか。

○泉説明員 お話の通りでございますが、ただ特級酒あるいは一級酒に出品することは製造業者の任意でございますので、できたものをすべて鑑定官が鑑定いたしました。これは特級、これは一級、これは二級というふうにきめられたものでございせん。出品がありまして、そのうちから、特級として売つてさしつかえないもの、一級として売つてさしつかえないものを認定することになっております。

○石村委員 そうすると、二級の規格に当たるものはアルコール十何度とかエキス分が幾らとかという規定が法令の何条かにありました。あの規格以上のものでさえあれば、二級として出して売つてもいい、こういうことにならねえんでね。

○泉説明員 二級につきましては、酒税法には別に規格をきめておらないのでございせん。物価統制令によりまして統制価格におきまして、二級として販売するものはアルコール度が十五度以上、十六度未満、原エキスが二六・五以上ということになっておるわけでございます。従つて、そういう規格のものとして売つておるわけであります。

○石村委員 アルコール度が十六度未満という上の制限がありますが、十七度だった二級で売つてはいかぬということになるのですか。

○泉説明員 御承知のように、清酒につきましては級別課税を行なつております。特級は十六度以上、一級も十六度以上というふうにいたしてございまして、清酒二級で十七度のものを出さうということになりますと、級別課税が混乱いたしますので、現在のところ十六度を越える清酒二級は出荷させないことにいたしております。

○石村委員 それは法律的にいけないということになるのですか。ただ税金をとる上で都合が悪いから認めない、こういう意味ですか。十七度のものを二級で売つことは、絶対に法律違反だ、あるいは脱税だと言つてやられるわけですか。

○泉説明員 法律上は、十七度をこえますと、酒税法の規定に基づきまして、加重税率が課せられることになっております。別段それを出してはいかぬという規定にはなつておりません。加重税率をきめております趣旨は、そういう級別課税の混乱を起させないという建前でございまして、現在、十六度をこえる二級の出荷を認めておらないのは、国税庁の方の通達で、級別課税に弊害があるからということをやつておるわけでございます。将来規定を整備してもらいたいというふうな考へております。

○石村委員 しろろとがこの税率を見ますと、たとえば二十二条に、二級酒は十一万三千六百円、アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこえる一度ごとに九千九百円を加えた金額、こういうふうに、アルコール分一度についてさらに幾らという税金をとる場合に、先ほどもお話をありましたが、あるわけですか。そうすると、アルコール分によつて、一度ごとに九千九百円、これをかけたものを納めさせれば、税法上は何ら差つかえない。ただあなたの方のやり方からおもしろくない。法律的な義務はないのだが、大蔵省が文句を言うから、

しろろなしに言うことになるのですか。どうなんですか。一度ごとの税金をよけい納めさせれば、法律違反ではないなら、いいものなるべく安く売るといふのが商売人の本旨なんです。だから、本人が赤字になればそんなこともしないでしょうが、かりに十分利益があると考へて二級酒で売つても、それは法律違反にはならぬ、こう考へられるが、どうですか。そこをもう一度明確に、あなたの方の通達とか、そんなものはよけいなものですか、法律だけで一つ御答弁願ひたい。

○泉説明員 現在の法律並びにこれに基づく政令、省令におきましては、お話のように制限がございせんので、やろろと思へばできないことではないのでございせん。先ほど申し上げましたように、級別課税の混乱を来たしますので、そういうことの割り水承認はしないようにというところで税務署長に通達を出して、出荷いたします際に、割り水承認にあたつてそういうふうにしておるわけでございます。しかし、この点につきましては、お話のように、通達を出すことはよくないではないかという点がございますので、近く規定を整備していただくつもりでございます。

○石村委員 税金をとる方は、その方がいいかもしれない。飲む方は、いい酒を安く飲ましてもらうに越したことはないのです。よけいな質問をして、法律的にそういう税金を加えられたら何ものなれと思ひますが、それはそれとして、そこでお尋ねしたいのは、私は業界のこの新聞を見てびっくりしたのです。これは、泉さん、あなたの警告らしいのですが、こういうことを記

者会見で言っておる。「灘、伏見の主産地メーカーに対しては税収確保のため、前年度の特、一級出荷実績数量を守るよう役所から希望しているが、もしこれに協力してもらえない場合は何等かの特別措置をとらざるを得ないだろう」。今度準一級酒を作ったのは、結局一級と二級との間の格差があまり大き過ぎる。せつかくいものを安く売ろうと思っても、なかなかそこはうまくいかぬ。そこで準一級酒を設けてやろう。われわれのような二級酒しか飲まぬ者からいえば、こんなものほどこでもいい。準一級酒など作っても、酒度程度のものを二級と同様に売ってもらう方がはるかにいいのですが、準一級酒をお作りになることは、大へん親心があるように思います。ところが、酒造家の方に対して、従来通り特級や一級酒の実績を確保しなければ、特別措置をとらざるを得ないと言われたのは、どういう特別措置をおとりになるつもりですか。このやり方からいって、国民は酒を飲むから税金を納めるのではなくて、先に税金を飲んで、それからお酒を飲む、こういうやり方だということなんです。従来の特級あるいは一級の実績を確保する、それだけの税金をよけい出せ、よけい出したら準一級酒を飲ませてやる、こういうお考えのようにとれる。まず第一に、特別措置とはいかなる特別措置をおとりになるつもりですか。

多少は一級から落ちてくるのが考えられますが、それよりも、従来二級で売られておったもので、地方の名醸家などではかなりいい酒ができるのです。が、マーク・パリュエがないために、一級、特級で売るのが困難であるというように、酒の品質そのものとしては非常にいい酒ができておっても、マーク・パリュエのために売れなかつたというものが、今度準一級を出しますと売れていく、その数量が相当多いということから、準一級の制度を設けるわけでございます。そこで、従来特級、一級を相当多量に売って、しかもその特級、一級を売るのにあまり困難を感じておられないような、灘、伏見の、いわゆる特、一級業者につきましては、今回の準一級の創設が減税でないという建前からいたしまして、そういう特、一級業者は、できるだけ特、一級を売っていただきまして、もし一級から減るといたしまして、それは従来売るとに相当困難を来たしながら売っておったような、地方のマーク・パリュエの比較的小ないメーカーが一級から準一級に落ちる、あるいは二級で今まで売っておったのが準一級に上がる、こういうふうにしていただきたいというところで、そういうお願いをしておるわけでございます。あくまでこれは行政指導でございます。特別措置をとると申しましたのは、ぜひそれを聞いていただきたいという意味でございます。特段の措置をとるには、やはり行政措置ではできないわけでありまして、何らかの法的措置がとられない限り、そういうことができないわけはないのでありますから、御了承いただきたいと思ひます。

○石村委員 どうもあなたの方のお考えがはっきりしないのです。そうすると、今度準一級酒を作ったのは、今まで地方で二級酒で売ったものを、今度は一級酒で、つまり今まで税金を二百四円四十八銭とて国民に飲ませた分を、今度では三百三十三円九十銭とて国民に飲ませてやろう、それから従来特級、一級を飲んでゐる者は相変わらずその通りに飲みなさい、税金をとることが目的でございます。酒を飲むなればそれでいいのだ、こういうお考えなんですか。これでは結局国民から税金をよけいにとるのがねらいで今度の準一級酒ができた、こういうことになる。そんなものは、簡単に準一級酒ができて安くなるのだからなどというのは、とてもない甘い見方だということに話はなってくるわけです。これはちょっと問題だと思ひます。

○泉説明員 もちろん二級から準一級になつても、もうものもあるわけでございますが、現在まで一級といたしまして四百八十八円八十八銭の税金を払つたものが、三百三十三円九十銭の税金で済む面もあるわけです。両面でございますので、一面だけお考えになるのは誤解のもとにならうかと思ひます。品質、それから従来二級として出ておったと申しますが、これも割り水をして規格を落としておりますので、今度の準一級になりますと、割り水の量が減りますし、品質が、規格がアルコール度が十五度五分以上、それから原エキスが二十八以上ということになりますので、二級酒としての規格よりも品質はよくなるような規格になっております。従つて、従来二級で飲まされておったものが準一級として飲まされたいというわけではないのでございませう。品質は従来二級よりもよくなるわけでございます。その点誤解のないようにお願いいたします。

○石村委員 それはまあわかつたことにしておきますが、例のさっきの特別措置ですね。これは絶対に特別措置はとらないというのですか。それなら、なぜ新聞記者会見で特別措置をとるだらうなどと、おどすようなことをなさつたか。しかし多分協力してくれるものと思つておる、おどしておいて多分協力するだらう——あまりひどいじゃないですか。これは長官の御意見を伺いたい。

○北島政府委員 これは間税部長がそう言つたかどうかであります。私は間税部長はそういうふうには言つたのじゃないと思ひます。これは速記をとつたわけではございませんが、業界紙としてはそのように書いておつたのかも知れません。これは間税部長に聞かなければわかりません。国税庁としては、協力しない場合に強権措置などというものをとることは考えておりません。ただ、もちろん酒造組合中央会におきまして、できるだけ今度の準一級酒設定の方針に沿つて協力するということは申しておるわけでございます。

○石村委員 強権措置をとる考えはないということですが、そうすると、強権措置をとる考えはないが、そういうことがとれる強権措置があるのですか。

○北島政府委員 現在の酒税法等ではそういう強権措置はとり得ないと私は思ひます。従つて、間税部長がそのよう

うな措置をとると言つたとは私はどうも思ひませんのであります。

○石村委員 それは、あなたの方の一番大将の岸さんが、再々、あれは新聞がうそを書いたのだらう、こうおっしゃるのですが、私は、この点、別にその記事通りにおっしゃつたのだらうとか何とか言つて追及する考えはありませんが、とにかく、そうすると、灘や伏見でも今度準一級酒を出す。従来より一級の特級や一級は減る、減つても準一級酒をたくさん出して大いに売って安く酒を飲ませたい、こう灘や伏見の人が考えて、従来の特級、一級という庫出量が減つたつて一向かまわぬ、これは、新聞が何か夢を見て、間違えて書いた記事であらう、強権措置なんて特別措置は夢にも思つていない、誤りもはなはだしいという趣旨に理解してよろしいわけですね。

○原政府委員 政府と酒屋さんとの間、強権とか何かということとはあまりやつておりませんので、そういうことは気分としても言うなにはないので、法律問題としてどうという角度では、今までのいろいろお話がありました。が、本件にはこういう経過がございまして、三十五年度は財源がない、減税はしたくてもできないということ、思ひとどまつたわけですね。しかしながら、清酒における級別の税率、価格構成はいかにもおかしい、無理があるという感じがいたしておりましたし、そこに、業界では、準一級を作つて下さい、作れば二級から準一級に上がる方が多くて増収ができるから、ぜひやつてくれと言つてきたのです。私どもは、それは気持はわかるが、實際できるか

どうか、なかなかむずかしいぞ、普通に考えればマイナスが立つのではないかと、というように初め思ったのですが、何せこの矛盾ははなはだしいので、それでは業界が一体として引き受けるならば、つまり減収がないという最低線は守るということを言ってくれるならば、この減収できないという時期でも、この税率の矛盾を直すことはあえてやりましょうというふうに出たわけですね。これに対して、業界は、やりましょうということを言ってくれたわけですね。それです。やりましょうとなれば、やはり、伏見の人たちは特級、一級を出す地位においても一番力のある地位の人たちである。一級を出して一番ふうふう言っておるのは、いなかの方の——いなかと言つては語弊がありますが、他の酒屋さんのわけです。灘、伏見が先頭を切つて、じゃ、一級ができたのだから、これで安く売れるのだというのをやられたのは、酒税の確保はできない。今申したように減収しないで矛盾を直すということではできないし、これはまた業界と私どものとのそういう意味でのいわば紳士的な約束にも反するということになりまして、それは私もやはり話が合ったような筋合いでやってもいいかと考えておりますので、その辺の点を御了承いただきたいと思ひます。

○石村委員 主税局長は、酒屋さんとばかり話をして、税金のことを考えておる。酒を飲むのは酒屋さんではなく国民なんです。飲む人の立場のことは全然考えないで、税収確保、税収確保と言つておる。お前の方が約束したから必ず守つてくれるだろう。——不合理があるからやるのしょう。国民が特

級をよけい飲まないようになる。一級を飲まなくなる。準一級酒ができて、準一級酒へ従来特級や一級を飲んでおった人が集中するかもしれない。しかし、それはあまり今までの税金その他に矛盾があったからそんなことになった。その矛盾を是正するという立場に立つておやりになったことを、税収だ、税収だと税金をとることばかり先に置いて考えていらつしやる。だから、この新聞記事はうそかもしれないが、特別措置をとるようになるだろうというふうなことを言われたのではないかと、いかにいうふうに、新聞社の人があるいは早合点して書いたのかもしれない。すなわち、皆さんの腹の中には、とにかく税金をとつてやれ、国民がどんな酒を飲みたがつておるか、そんなことはおかまいなしだ、とにかく税金だ、このように税金第一主義になり過ぎておるのではないかと。そこでこんな問題が起つてくると思ひます。

もしもその不合理を是正した結果、税収について問題があれば、それは全般的な酒税の問題としておやりになればいい。灘や伏見の酒屋さんは、従来通り特級や一級を前よりも実績を減らしてはいかんぞ、こういうことを約束したのであるから守れ、守らなければ、それではどうするぞ、ということに論議が展開しように思ふわけです。これはやはり約束したから、灘や伏見の人はどうしても特級や一級は従来通り倉出しせにゃいかぬわけですか。

○原政府委員 私は、はっきり灘、伏見が全然特級、一級を減らさぬという約束をしたとまでは申しておりません。だが、大体的議論として、酒屋さん全体で、一級から下がつてくるのを

二級から上がるので埋めましようということは、お約束というとなんてですが、紳士的な約束は受けておると思ひます。そうならば、灘、伏見は一番強いところだから、下がるのはほとんど少なからう、上がる方をできるだけ出して、いこう、こういうわけでありまして、何か取る取るといふふうなことを言われまうが、準一級を作りますのは、二級から一級にできれば上がりたけれども、そこまで伸び上がる力がない酒屋さんがやはりあるのです。普通の一番下の級である二級でなくて、少しは上の級を作りたいという酒屋さんがあつたので、そういうようなところも考えていきますと、今度の下がる分もあれば上がる分もあり、ネットとんとんだというところ、これはいけないうことではないというふうに思つておるわけですね。それで、私も減収に對して非常に反動的であるかどうかというところ、石村さんも、ここ数年相当大幅な減税を政府が提案してきておりますので、まさかそういうことをおっしゃつてゐるのではないと思ひますけれども、今度災害対策その他の関係で減収ができないという条件で、しかも清酒の税率統制の問題が相当ありそうなどところを直そうというので、業界との打ち合わせもしてやつたのだというところを一つ御了承いただいて、どうか取る取るといふ気持というところは忘れていただきたいと思ひます。

○石村委員 私も忘れたのですが、しかしそういうことをかえつてしておられる。なるほど特別措置をとらざるを得ないだろうというふうなことは間違ひありませんが、先の方では大へんものわかつたいいことを言つてい

らつしやる。秋田県や広島県の有力メーカーにも灘、伏見と同じことを要望したが、この方面にはあまり無理は言えない、この方面には無理は言わぬ、こうおっしゃつておる。大へんものわかつたいいわけですね。この方面にはあまり無理は言わぬ、いこう、これは、真を返せば、伏見には無理を言う、いこう、いこうに話がつてくるわけですね。特別措置をとるとおっしゃらなかつたかもしれないが、片方には無理を言わぬ、こう言われることは、片方には無理を言う、いこう、いこうになる。そこで、もしこの灘、伏見が従来通りのものを出さないとすると、どのくらいの減収になるわけですか。

○原政府委員 大体準一級酒が、石で上げた方がわかりやすいので石で申し上げますが、十萬石出るだろうという予算見込みをしてありますが、その十萬石のうち、一級から下がつてくるのが四萬五千石だ、二級から上がつてくるのが五萬五千石だ、こういうふうに見ております。そこで、今のお話は、四萬五千石の下がつてくるのはどの一級が下がつてくるかということですね。灘、伏見が全部下げたらということになりますと、極端にいへば、伏見の作つてゐる一級酒、これは四萬五千石どころじゃない。もっと多いわけですね。それをずっと下げていけば、猛烈な減収になつてくる理屈です。しかし、先ほど来申し上げてゐるのは、やはり減税をしないという前提で矛盾を直すから、業界もその前から上がる分があるからやつてくれと言つてゐたのだから、とんとんにしようというところで手をつないでやるとすれば、やはり今まではんとんにあえぎあえぎ来ておつた

一級酒のメーカーが準一級に下がるというのをまづやらして、力の強いものはあとからいくということではないでしょうか。今お話ししたのは、数字を出して出せば出せばすけれども、どうか一つそういうことでごかんべん願ひたいと思ひます。

○石村委員 いや、減税になつては困る、いこう、お話をすから、それなら、灘、伏見に自然のままに準一級を出させて、自然のままにおいたら、どのくらいの減税になつて困るか、こう聞いておるわけですね。

○原政府委員 非常に概数ですが、灘、伏見で一級酒は二十萬石くらいだろうというところでありまして、今の二十萬石が全部準一級に下がつて参りますと、級別の清酒の格差が一萬五千円ばかりでありますから、約三十億圓下がつてくることになりまして。先ほど来お尋ねのなには、そういう趨勢を非常にきつていまして、けさほどやつておりました自由競争の一番強いインパクトが中小業者に当たつてくるということになりますので、酒を飲む消費者のために安くということはいいですが、酒の業界全般に非常に大きな混乱が起きて、そうして酒税の確保も非常に心配になる、全体に混乱を来す、またその中でも中小業者が一番苦しんで倒れていくというような事態が起きますので、やはりその辺のところも一つ、まあ余分なことを申して恐縮ですが、お考えいただきたいと思ひます。

○石村委員 私は酒のことは全然知らないのです。だから中小企業がどうなるか知りません。そうすると、灘、伏見が自然に、準一級が売れるというの

で売れるにまかせて準一級を売ると、地方の中小企業の酒屋さんが酒が売れなくなつて困る、こういうことなんですか。私は、そんなことがあるのかないのか、それでいいのか悪いのか、全然何も知らないのですが、話がそういう意味かと聞いておるのです。

○原政府委員 話は、石村さんが、要するに特級、一級というような高い税金を払う酒を出さぬでも、なるべく二級で出して、いい酒を安く売るのが何で悪い、こういうお話なものですから、そういうことでやられますと、これは中小の酒屋さんは一ぺんにつぶれてしまふ、酒、伏見が全国を風靡するということになるわけですから、それがありませんので、やはり酒の行政といひますか、そういう級別のなにはそう急には変えられない。方向としておっしゃるならば、私もその方向を忘れてはいかぬといふことはわかるのですが、もう目の前で、準一級ができたからほとんど準一級に下げろという思想は、いや特級も一級も認定に出すな、二級でやれやれ、こういうことになるように私は思ったものだから、そういうふうになつては大へんだというところを申し上げておるわけです。今度の級別のなをだんだん下げることによつて減税するというようなことでなくて、税率構成の矛盾を直すという立場でやっておりますので、どうか一つ御了承願ひたいと思います。

○石村委員 私は何も、灘や伏見に特級や一級を売らしてはいかぬ、あそこで作る酒は全部二級で売ってしまへ、こんなことを言っているわけではない。今度準一級酒という規格ができた、そうすると準一級酒も灘や伏見で

作るだらう、そうしてそれは売るにまかせて売っていく、その結果は、あるいはあなた方がおそれていらつしやるように、灘、伏見の特級や一級の醸造量は減るかもしれない。そのかわり準一級酒はふえる。そのことを言っているわけですか。何も灘、伏見に特級や一級酒を作らせるなど言っているのではない。あそこで作るものはみんな二級酒で売らせろ、そんな無理なことを言っているわけじゃない。

それから、先ほどの、どのくらいの減税になるかと言つたら、三十億ですか、それは特級、一級が全額準一級酒になったときの三十億ですか。そうすると大問題だといわれるのです。三十四年度の、冒頭に聞きました雑酒の税収見込みと今度の三十四年度の実収見込みとを見ましても、四十億以上当初の見込みとは違ふのです。少ないのです。初めは百六十億から見ておる。今度は百二十億ですか何ぼか見ておられる。だから三十億程度の増減は、それも全部が準一級酒にかつたので初めて三十億になるのです。そんなことはありはしない。やはり特級酒を飲む人はたくさんありますよ。同じ酒でも特級というレッテルを張つてある方を飲みたくなる人間もいる。それが全部かわつたとしても三十億程度の減収だ。あなたの方の見通し違ひが雑酒で四十億、三十四年度の当初と三十四年度の今ごろとで開きがあるのに、三十億を問題にせられる必要はないのではないかと、こう私は考える。どうでしょう。

○原政府委員 三十億は灘、伏見の一級酒が全部準一級酒になるとした場合の減収ですけれども、私はそういうこととはとうていあつてはいかぬことだと思つて言っているわけです。そういうときには、灘、伏見が一級をやめたら、全国で準一級をやめます。そうすると、今申しした企業格差というものがたくさんありますし、そういう場合を前提にしては申し上げたくないといふので、今の数字も申し上げないでおきたいと思つたところが、しいておっしゃるから申したので、私はそもそもそういう話はしたくなかつたわけでありま。

○石村委員 これでやめますが、特別措置をとるなんというところは、新聞記者が間違つても書くようなことのないように、心がけを持つておつていただきたい。日ごろから税金々々という頭でおるから、新聞記者はあなたが言わないことでも言つたように耳に聞こえてくることになるのです。そういうことのないように気を付けていただいで、なるべく安い酒を国民に飲ませるようになつてもらいたいと思ひます。

○植木委員長 ただいま議題となつております五法律案中、酒税法の一部を改正する法律案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

○植木委員長 なお、本案に對しましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。酒税法の一部を改正する法律案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 さらに続いて、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を続けま。

○足立委員 私はいづゆる臨時法に關しまして質問をいたしたいと思ひます。

○小倉政府委員 この補助金の臨時特例法は、実は毎年一年ずつ延長していただいておるわけでありまして、普通ならば、確かに今先生のおっしゃいますように、この補助金の臨時特例法の中におきまして、造船利子補給とか、あるいは漁船損害補償法の一部改正をやりますと、この補助金臨時特例の中から落とす、こういう方法が考えられるわけでございます。たまたま今回造船利子補給法あるいは漁船損害補償法の一部改正が行なわれる、こういうことになつておりましたので、その実体法の方でも、本来のこちらの補助金臨時法によつて停止しておるといふやうな実体法をいじるチャンスがあるわけでありまして、従ひまして、その際に実体法で直しますと同時に、その附則におきましてこちらの補助金臨時法の方の停止いたしますところの規定を落とすという方が、向こうの方が実体法でございまして、そちらの方でやる方が、非常に、法の運命と申しますか、その処理上円滑にいくのではないかと、このように考えたのであります。ただ提案理由で申し上げましたのは、補助金の臨時法を一年間延長するという意味でなしに、政府といたしましては、別途漁船損害補償法あるいは造船利子補給法におきまして、補助金臨時法の趣旨とするところを実体法の方で取り入れておるといふことをはつきりいたすことが適當であらう、また補助金臨時法を大蔵委員会で審議いただいたわけでございますが、その運命がこういうことになりまふということを御説明するのが適當であらう、こういう理由で、

○小倉政府委員 この補助金の臨時特例法は、実は毎年一年ずつ延長していただいておるわけでありまして、普通ならば、確かに今先生のおっしゃいますように、この補助金の臨時特例法の中におきまして、造船利子補給とか、あるいは漁船損害補償法の一部改正をやりますと、この補助金臨時特例の中から落とす、こういう方法が考えられるわけでございます。たまたま今回造船利子補給法あるいは漁船損害補償法の一部改正が行なわれる、こういうことになつておりましたので、その実体法の方でも、本来のこちらの補助金臨時法によつて停止しておるといふやうな実体法をいじるチャンスがあるわけでありまして、従ひまして、その際に実体法で直しますと同時に、その附則におきましてこちらの補助金臨時法の方の停止いたしますところの規定を落とすという方が、向こうの方が実体法でございまして、そちらの方でやる方が、非常に、法の運命と申しますか、その処理上円滑にいくのではないかと、このように考えたのであります。ただ提案理由で申し上げましたのは、補助金の臨時法を一年間延長するという意味でなしに、政府といたしましては、別途漁船損害補償法あるいは造船利子補給法におきまして、補助金臨時法の趣旨とするところを実体法の方で取り入れておるといふことをはつきりいたすことが適當であらう、また補助金臨時法を大蔵委員会で審議いただいたわけでございますが、その運命がこういうことになりまふということを御説明するのが適當であらう、こういう理由で、

○小倉政府委員 この補助金の臨時特例法は、実は毎年一年ずつ延長していただいておるわけでありまして、普通ならば、確かに今先生のおっしゃいますように、この補助金の臨時特例法の中におきまして、造船利子補給とか、あるいは漁船損害補償法の一部改正をやりますと、この補助金臨時特例の中から落とす、こういう方法が考えられるわけでございます。たまたま今回造船利子補給法あるいは漁船損害補償法の一部改正が行なわれる、こういうことになつておりましたので、その実体法の方でも、本来のこちらの補助金臨時法によつて停止しておるといふやうな実体法をいじるチャンスがあるわけでありまして、従ひまして、その際に実体法で直しますと同時に、その附則におきましてこちらの補助金臨時法の方の停止いたしますところの規定を落とすという方が、向こうの方が実体法でございまして、そちらの方でやる方が、非常に、法の運命と申しますか、その処理上円滑にいくのではないかと、このように考えたのであります。ただ提案理由で申し上げましたのは、補助金の臨時法を一年間延長するという意味でなしに、政府といたしましては、別途漁船損害補償法あるいは造船利子補給法におきまして、補助金臨時法の趣旨とするところを実体法の方で取り入れておるといふことをはつきりいたすことが適當であらう、また補助金臨時法を大蔵委員会で審議いただいたわけでございますが、その運命がこういうことになりまふということを御説明するのが適當であらう、こういう理由で、

○小倉政府委員 この補助金の臨時特例法は、実は毎年一年ずつ延長していただいておるわけでありまして、普通ならば、確かに今先生のおっしゃいますように、この補助金の臨時特例法の中におきまして、造船利子補給とか、あるいは漁船損害補償法の一部改正をやりますと、この補助金臨時特例の中から落とす、こういう方法が考えられるわけでございます。たまたま今回造船利子補給法あるいは漁船損害補償法の一部改正が行なわれる、こういうことになつておりましたので、その実体法の方でも、本来のこちらの補助金臨時法によつて停止しておるといふやうな実体法をいじるチャンスがあるわけでありまして、従ひまして、その際に実体法で直しますと同時に、その附則におきましてこちらの補助金臨時法の方の停止いたしますところの規定を落とすという方が、向こうの方が実体法でございまして、そちらの方でやる方が、非常に、法の運命と申しますか、その処理上円滑にいくのではないかと、このように考えたのであります。ただ提案理由で申し上げましたのは、補助金の臨時法を一年間延長するという意味でなしに、政府といたしましては、別途漁船損害補償法あるいは造船利子補給法におきまして、補助金臨時法の趣旨とするところを実体法の方で取り入れておるといふことをはつきりいたすことが適當であらう、また補助金臨時法を大蔵委員会で審議いただいたわけでございますが、その運命がこういうことになりまふということを御説明するのが適當であらう、こういう理由で、

提案理由の説明の中で触れてあるわけでありませう。そういう趣旨でございませう。

○足立委員 私がおかしう思ったのは、実体法の恩の根を一時とめてきたのがこの臨時法でしょう。しかも、便宜上十一年から一二年、いろいろな問題をこころで扱って恩の根をためてきた。今度はそれを解除して、恩の根を吹き返させるのを実体法の方に移す、それはちょうど実体法の改正案が出るから、便宜上そうやられたと言われるが、別に法律に優先順位も何もないわけだが、どうも、われわれの感覚からいって、こういう特別な臨時措置をとるために、特段の措置をとってこういう臨時法というものを作ったわけだ。と、その財政事情に際しては、臨時法が、それを解除する以上は、臨時法そのものをまず改正してかからないと、たまたま実体法の改正があったから便宜上そうやったということ、ふに落ちかねるわけなんです。今後大蔵省がいろいろ検討されて、だんだんはずれてくるものも出てくるでしょう。そういう場合はどうするか。たまたま実体法の改正案がなければ、臨時法の改正をおやりになるかと思うんだが、そういう点をいろいろ考えると、臨時法の持つてくる政治的な性格といえますか、重要性というものがから考えると、やはり臨時法の方を一応改めておいて、実体法の改正をする点は自由におやりになったらいいい、かように思うのですが、どうでしょうか。

あるいは漁船損害補償法の、ストップしておる、働かしてない規定を削除する、同時に、実体法の方で本体に入っている規定をさらに削除するなら削除する、という方法も一応は考えられるわけでございます。従いまして、それが並行して進むということが考えられるわけでございますが、その法案はおのおの独自の法案でございます。それが審議のいろいろな関係上別個に進行して参るわけでございます。そういういたしますと、かりに一方の方が、これは法技術的な問題でございますが、一方の方の運命によりまして、たとえば補助金臨時法の方が削除しっぱなしになつて実体法が通らないということになつた際をかりに想定いたしますと、当初の趣旨とするところは、何も実体法のその規定をストップするのを解除して復活させるのではなくして、むしろ補助金臨時法の趣旨をそのまま実体法の方に取り入れるというその趣旨が実現しないことが考えられる。あるいは施行時期の点について食い違いがあるというような点を考慮いたしますと、たまたま今度は実体法が出るわけでございますので、実体法の改正におきまして、その他の改正部分とあわせまして、一緒に補助金臨時法の趣旨を取り入れた改正をいたしまして、その附則で補助金臨時法のそのストップの規定を落とすという方が事務的に非常にスムーズにいくのではないかと、こういうような趣旨で、ただいま提案申し上げておりますような趣旨の改正方法にいたしたわけでございます。

○足立委員 法規課長のお話は私もわかるのです。この点にこだわらなければならないと思いますが、ただ私の感じを申し上げると、委員会が違ふという点もあるわけなんです。それで、大蔵委員会でこの臨時法というものを取り上げて、これだけの幅の広い特別な臨時措置をあえて行なつてきたというのは、非常に高度な立場から国の財政事情を考へて、そのときにマッチした高度な政策をやるということをやつてきているわけですから、別に法律にさつき申し上げたように順位はないわけだけれども、この臨時法をいじらずに実体法だけでやつてしまふというのは、どうも私は斷り切れない感じがする、かように思つております。

これに関連して、運輸省の方からもおいでをいただいておりますので、若干質問してみたいと思つたのですが、今臨時法も解除して、いわゆる造船利子補給を行なう、こういう政策を政府は打ち出しているわけなんです。私はこの政策は方向としては時宜に適合したものと思つておりますが、最近海運界にいろいろ難問題が起つておるといふことを聞いております。私はしろうとですから、答弁はどうか御親切に、しろうとわりのするようにお願ひしたいと思つたのでありますが、たまたま数日前の朝日新聞に、「今日の問題」という欄で論説が掲げられております。「海運界の難問」という題で、私の質問の趣旨をわかつていただくために要点だけ読んでみます。「いまだに不況を脱却できない海運界に、新しい困難な問題が生じて、テナヤワンヤを演じている。それは、八幡製鉄が、ギリシヤ系外国船会社と、アメリカ大西洋岸から日本までの石炭輸送契約を安値で結んだことから飛び出してきて、運賃はトンあたり七ドル、現在の市況の八ドル四十セントに比べて、はるかに安い。これでは日本の船会社はとうてい太刀打ちが出来ない。」

「なぜ外船がこんなに安くてもやれるかというと、日本の輸出入銀行は、輸出船に対して年四分の金利でカネを貸す仕組みに、なつてゐるからだ。邦船だと年六分五厘の開銀融資と、さらに高し市中融資で造られ、今度利子補給が復活しても、はるかに及ばない。外国会社は輸送の安いカネで船を造り、税金が安くて、船員法がやかましくない。パナマやリベリアの船籍にして、日本の鉄鋼会社と専用船契約を結べば、トン七ドルで炭に石炭が運べるのだ。だからこの手を用いられると、石炭ばかりでなく、鉱石の輸送まで外船に独占されるという恐れも出て来る。」なお、この論説の結びとして「こうしたため事起る根本は、輸送の金利が国内金利よりも安いところにある。『外国船を安い金利で造るのは、敵に塩を送るようなものだ』という議論が前からあった。『この矛盾をなくすためには、計画造船の金利を輸送並みに引き下げるか、あるいは輸送の金利を国内金利並みに引き上げるか、いずれかが必要だが、造船だけに超特別の安い金利を認めることは、他産業との関係で問題であらうし、そうかといつて輸出船の金利を上げれば、外貨獲得にひびくという難点がある。しかしどちらかの途を選ばないかぎり、日本の船会社が純々外国に移籍するような結果にならねない。この辺でもう根本的に検討しなければならぬときが来ている。』」かように朝日新聞は取り上げておるわけでありませう。

そこで、まず事態を明らかにするた

て、この分につきまして輸出入銀行から四分の金利で造船事業者に貸すわけでありませう。造船事業者は、その会社の具体的な、たとえば償却等を見まして、結局大体におきまして五分程度で外国の船主に延べ払いの条件をつけて輸出をやっているというふうな状況でございます。

○足立委員 それで、この記事にもあります通り、当面問題となっておりまして、大手製鉄会社の手によって石炭専用船の用船が行なわれておる。アメリカのハンブトンから日本の間の石炭輸送が問題になっておるようですが、これに該当するものが、どれくらい船が輸出されるのか、その概要について御説明をお願いしたいと思います。また、これに類して、タンカー等ですでに輸出船として出ているものがあるかどうか、それが特に日本の荷主によってチャーターされているというふうなものがあるかどうか、またこれは今後ますます増加するものであるかどうかという見通し等について、運輸省の見解を伺いたい。

○若狭政府委員 現在のところ、問題になっておるようなものが今後どの程度出てくるかという点につきましては、はっきりした見通しを持っておりません。また、現在計画されているものにつきましても、まだわれわれの方で申請を受けておりませんし、この点につきましても明確な決定がなされていないようでございます。

それから、もう一つ、現在までにこういうような船で日本の船会社が用船しているものがあるかという問題でございますが、これにつきましては現在はそのようなものはございません。

○足立委員 タンカーなどでこれに類似したものはありませんか。

○若狭政府委員 現在はそういう船舶はございません。

○足立委員 今問題になっているこのままの姿であるかどうか、私もしろうとでよくわからないのですが、私の調べたところでは、タンカーなどで、たとえば東亜燃料とか丸善石油とか出光興産とかいうもので、中には未完成のものもあるようですが、こういつた形式で輸出船という形で出て、実際は日本の油輸入業者がこれを長期にチャーターするというものがあると聞いておるのですが、間違いないですか。

○若狭政府委員 現在そういう点についての調査をまだやっておりますので、正確に申し上げることができないのであります。

○足立委員 輸出船が非常に有利な条件のもとに作られて長期にわたって用船される、これが日本海運を混乱に陥れるだろうと心配されておるわけですね。こうなると、せっかく今政府も思いついて造船利子補給をやる、こう言っておるのですが、その影が薄くなつてくると私は思うのです。せっかくここまでやりましたも、輸出船の方にはるかに有利だということが言えるわけじゃないかと思うのです。かりにハンブトンと日本の間の運賃で比較した場合に、資金コストの相違から運賃レートの当然違つてくると思う。今朝読した朝日新聞の記事にも出ておるんですが、この記事では七ドルと出ておるんですが、最近の調査では六ドル七十セントくらいでオフアがきておるというふうな話も聞くわけだ。相当の差額が出るのが当然だと思ふわけであり

ますが、輸出船の場合と国内船で造船利子補給を受けたものと受けないものの、これをかりにハンブトンと日本との運賃で比較した場合に、トン当たりレートの三者がどういう開きになるのあたりまえであるか、という点につきまして伺つてみたいと思ひます。

○若狭政府委員 具体的にたとえば今考えられております四万五千トン・デッド・ウェイト程度の船舶をとりまして、ハンブトンローズ日本間の石炭輸送のコストを計算いたしましたところ、利子補給のない場合、この四万五千トンの船によりまして五カ年間の平均の運賃のコストは七ドル八十九、それから利子補給がある場合には七ドル七十一という数字が一応出ております。それから、これを輸出船で――現在考えられておりますように、輸出入銀行の資金を利用して作つた場合のコストでございますけれども、これにつきましては、たとえば輸出船の頭金というものは現在三割必要なんです。それを一体どういうようなコストの資金を使うかというような問題については、日本の国内の造船のよるに全部市中の借入れでやるのか、あるいは自己資金でやるのか、またこの金利のコストがどの程度になるかという見通しがつきませんけれども、一応外国の金利の水準と申しますか、われわれの方へたとえば外資として船を作る場合にその許可を申請してきておるものなどを参考にいたしまして、その金利を考へてみますと、大体五分五厘程度というふうに考えられるわけでございます。それによつて一応計算してみますと、五年間の平均の運賃コス

トは七ドル二十二ということになるわけでございます。これは伝えられておる運賃コストより非常に高いわけでございますけれども、一応この計算は、船員費あるいは保険料あるいは固定資産費等の、そういう税金関係その他を全部日本船と同一条件とした場合でございます。これにない便宜置船として税金の負担を免れるというような措置を講じた場合には、これよりさらに安くなるという条件でございます。

○足立委員 便宜置船というような措置をとつた場合、たとえば、新聞にも出ておるように、パナマとかリベリアというようなところに宿借りをすれば、やはり六ドル七十セントくらいになるのですか。

○若狭政府委員 先ほど申し上げましたように、その頭金の資金コストがどの程度になるかということによつて変わつてくると思ひますけれども、これももし全額自己資金で作るといふような場合には、当然その程度のコストになつてくるであらうということが考えられます。

○足立委員 私が海運局にお伺いしたい要点は、今までに申し上げた通り、輸出船と国内船との金利面におけるアンパランスをこのまま放置しますと、これはいろいろな形でいろいろな手を使得、やはり一応形は輸出船という形をとりながら、実際は日本の事業者なり荷主なりがチャーターしてやるというところでいきますと、結局日本船は全面的に国際市場から敗退のうき目を見るというふうな心配さえあると思ふのです。これは決して大げさな言ひ過ぎではないわけですか。私の邪推かもしれませんが、考えられることは、先

ほど申し上げたような大手筋の製鉄業者が運賃コストを下げたい。これは貿易自由化等とも関係しますが、一応名目は非常にけつこうなことなんです。が、コストを下げるということで、体質改善のためにやることではあります。が、国外の取引先と結託しまして、輸出船に対する特別な優遇措置をいわば隠れみのとして使つて、専用船を持とうというふうな動きの現われではないだらうかというふうな推測もされる。ちょっと極端にいえば、本来日本船として作らるべきものが、輸銀の低利融資を受けんがために、形だけ輸出船という形式をとつておるのじゃないだらうか。このまま放置すれば、ますます競争が激化されて参りまして、ひいては今申し上げた特殊な荷主筋だけではなくて、しまいに船会社までこれと同じような手を使つていかなければ減つてしまふ、というふうなことになるはせぬだらうか。この状態が發展していけば、新聞にも出ております通り、税金が安く船員法がやかましくなり、パナマとかリベリアというふうな国に船籍まで移していかないと、国際競争ができないというふうなことになるかねないと思ふのであります。それこそでんやわんやの状態になると思ふのであります。この私の推測は思ひ過ぎでしょうか。その点を海運局から伺つておきたいと思ふ。

○若狭政府委員 実は日本の海運界が以前にもパナマ国籍の船を作りました、運航したというふうな事実があつたわけでありませう。しかし、現実の問題としては、為替管理の面等におきましていろいろな支障が出て参りまして、それがその発展していないというふう

な状況でありますけれども、今後貿易自由化がどの程度進むか、そういう面ともならみ合わせて、またこの問題を掘り下げて考えていかなければならぬのじゃないかというふうに考えます。

○足立委員 いろいろな制約がありますから、野放図に伸びるということもないと思いますが、これはあとから伺いたいと思いますが、今の状況が、今騒がれているのは決して火のないところには煙が立っているわけじゃない。しかし、私が今申し上げたようなことは、大げさであって、それほど心配はありませんという確信を海運局は持っていますか。

○若狭政府委員 現在の石炭専用船の問題につきましては、具体的に各鉄鋼会社においてこの計画を検討し、また実現の方向に向かって努力しているというところは事実のようでございます。また、そういう例が現実に出ました場合に、それを利用するものも出てくるのではないかと、あるいは何らかの具体的な審査をやるというふうな制度になつておられますし、また事実問題としておられますので、そういう資料は持っております。

○足立委員 私がこれをため押しします理由は、もうおわかりの通り、単に日本海運にとってはこの問題だけじゃない。もともと国際市場において安い金利で作られた船と戦っていかなければならぬし、また最近ではフィリピンに対する賠償船も相当数出ておる、賠償物資もほとんどフィリピン船に取られてしまつておるといふような事情がありますから、これはますます苦境に立つておる際に、さらに加えてこういう問題が起つてきたということで、

私は決して小さな問題ではないと思つておられます。

さらに続けて船舶局長にお伺いしたいのでありますが、船舶局としては、造船会社も非常に苦しい立場に立ちつづいておられますから、あなたは輸出船はできるだけ作りたいたいとお考えだろうと私も想像するのであります。そのお気持は一応わかるのであります。そのお気持は、この臨時船舶建造調整法第三条を見ますと、その造船許可条件として、第一に「当該船舶の建造によつてわが国の国際海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと」という規定がございます。問題になつていない輸出船の造船許可の場合に、この規定との関係をどのようにお考えになつて許可をされるのか、これをお伺いしておきたいと思つておられます。

○水品政府委員 この事業につきましては、御指摘のように臨時船舶建造調整法の適用を受けるわけでございまして、そして、本船の場合を具体的に考へてみますと、わが国の商船隊の公正な海外活動に著しく不利な影響を与えるおそれがあるかどうかという点が問題になるのでございまして、実は、この問題については、まだ具体的な申請等がございせんので、慎重に検討して、許可、不許可を決定すべきだと考へておるのでございまして、ただいまわが国の商船隊の公正なる海外活動に著しく不利な影響を与えるおそれがあるかどうかという点を申し上げましたが、実はその法律の三条のただし書きの制定については海運造船合理化審議会にお諮りをして決定する、こういうことになつておりました、それにお諮

りして決定した基準の項目に、今申し上げたような項目があるのでござい

ます。

○足立委員 私がきょう質問を思い立つた動機は、朝日新聞の記事にあるのですが、これを見ると、アメリカ大西洋岸から日本までの石炭輸送契約を安値で結んだことから、問題が起つたのだといわれておりますが、ただこれは仮契約を結んだだけであつて、まだ輸出船は作っていないのですか。

○水品政府委員 私どもの聞いています範囲では、まだ具体的にそれほど進んだ計画ではないようでございます。

○足立委員 今問題になつておられるケースではなしに、輸出船と称するもの、特に今七〇％、四分の低利の融資の仮払いを認めるという特殊な船は、何ばい作られておりますか。

○水品政府委員 現在まで作られた輸出船の概要について御報告申し上げたいと思つておられますが、一般輸出船といつては、三十四年度、これは現在多少ふえておりますけれども、十一月までの合計で二十三隻、二十五万七千トンでございます。それから三十三年度は三十八隻、七十六万三千トン、三十二年度は四十六隻、九十九万七千トン、三十一年度は九十六隻、百八十五万五千トン、こんなふうになつております。

○足立委員 今お話しした輸出船は、いずれも特別な融資を受けたものですか。

○水品政府委員 特別な融資を受けたものと心得ております。

○足立委員 それでは、今この朝日新聞には、そのうちのどれかが事実上日本にチャーターされて、そうして特別

な運賃でアメリカからの石炭を運ばう、こういう長期契約を結んだということが出ておるのですが、あなた方は御存じないのかどうか知りませんけれども、そういうものがあるのじゃないですか。

○若狭政府委員 現在は、長期の用船につきましても、運輸省において許可の制度をとつております。そういう長期用船については、許可を得なければ用船できないということになつております。先ほど御質問がございましたけれども、すでに輸出船として建造したものであつて、外国の船主が持っているものを、たとえば石油会社が用船しておるというものはあるのではないかと、このお話でございまして、一航海ごとの用船というものはあるかと存じま

すけれども、長期のものは現在ないわけでございます。

それから、今の石炭専用船の問題でございまして、これにつきましても、わかれわかれまだ報告を受けておりませんけれども、仮契約をやつておるというふうな聞いておられますが、具体的な契約につきましても、先ほど申しましたように正式な許可が必要でございまして、そういう段階にはまだ至つておらないわけでございます。

○足立委員 それでは、四万五千トン級の石炭専用船というのは、従来特別な融資を受けて輸出されたものは何ばいくらいあるのですか。

○水品政府委員 正確には後ほど調査してお答えしたいと思つておられますが、私の記憶する範囲では、そういう特殊の船はないように思つておられます。

○足立委員 この石炭専用船というよ

うなものも輸出されたものはないのですか。

○水品政府委員 石炭専用船というのはなかつたように記憶しております。

○足立委員 先ほどの海運局からの御答弁によりまして、長期契約のものは許可を要するから、ない、しかしその航海ごとの契約で輸送しているものはあるかもしれないという御答弁ですね。今新聞で騒がれているのは、長期契約を結ぶということが一つの前提になつておられますが、かりに航海ごとであつても、著しく安い運賃で運ばうというオファーは現在あるのじゃないですか。この日本から輸出した船は非常に有利な条件で作られておつて、日本の船会社が持つておる日本船とは別に、日本打ちできるもので、その間隙を縫つて日本の荷主筋にオファーしてきておるものがあるのじゃないですか。

○若狭政府委員 そういうものはもちろんあると思つておられますけれども、航海用船につきましても、一々こちらの方で許可しておるか、あるいは何らかの具体的な審査をやるというふうな制度になつておられますし、また事実問題としておられますので、そういう資料は持っております。

○足立委員 先ほど米申し上げておる通り、これは実は重大な問題だと私も思つておられます。今までの船舶局長の御答弁でも、ずいぶん作つたけれども、これが激に塩を送るような結果になつておるかどうかというところは、今の海運局の御答弁を聞いても正確には判定できない。——責任ののれんのような感じを私は受けるわけですね。実際はこれは日本の海運を相当脅かしているといえ

ると私は思う。そこで今造船利子補給をやりましたも追つかないようなことになるとはならないかということをおそれるわけですね。船舶局としては、今後こういった輸出船をお作りになる場合、その許可には、さき申し上げた建造の調整法ですが、この規定にもあります通り、その船の建造によつてわが国の国際海運——国際海運という点が問題だと私は思う。国際海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないことを厳格に条件とすべきではないかと思うのです。船舶局長の御方針としては今後どのように扱っていくかのお考えであるか。こういった特殊な問題も顧みられておられると思いますが、こういう手を使えば確かに有利に立ち回れるわけですから、これは需要がふえてくると見ていいと私は思うのですが、これをどうさばかれる御方針であるか、伺っておきたい。

○水品政府委員 その御説明の前に、輸出船の現状の概要を申し上げますと存するのでございますが、輸出船は、わが国の造船業の合理化が非常に早く進んだこと等によりまして、昭和三十一年度ごろをピークとして、相当な受注ができたわけでございます。しかし、その後ヨーロッパの各国におきましても造船の合理化が非常に進み、また各国の輸出船に対する競争が激甚になるにつれて、輸出保護政策のようなことが各国でいろいろと進められて、現状におきましては輸出船受注というものは非常に困難な状態になっております。これを数字で見ますと、輸出船の受注高は三十二年度では百万トンでございましたが、三十三年度は七十六万トン、三十四年度は四十

二万トン、三十五年度は三十万トン程度、今後は格別ななにかありませんと、非常に輸出船の受注量は減るといふ憂慮すべき状態になっております。これはわが国の造船業にとりましてまことに大きな問題なわけでございます。それで、各国におきましては、なかなか実態がつかみにくいものもございますけれども、たとえば延べ払い等で割合にはつきりいたしますのは、日本では総括的な許可の基準を七〇％、六年というふうな現在きめておりますけれども、これを西独等では十二、三年あるいはそのほかの国ではまだ長い延べ払いを認めるというように、だんだん輸出船振興策は進められておる状態でございます。こういう状態を前提といたしまして、私も御質問の問題を考へてみるのでございますが、この問題は単に建造許可をしなかつたというだけで解決できる問題ではないのではないかと。つまり、他国で発注し建造するというのが容易な状況でございます。これもまた、最近の入札で見ましても、わが国におきましては鋼材の価格が高いとかいろいろなこと、最近では実は国際入札で常に相当割高をいられておるような状況でございます。そういう点も考えますと、ただ不許可にするということだけでは解決できない問題だろう。そういう点もござ

いますので、これは具体的問題について十分慎重に審議した上で、結論を出すべき問題ではないかと考えております。

○足立委員 船舶局長の今のお話は私も一応はわかります。しかし、私の申し上げている点も御理解いただきたいと思う。輸出を熱心にお考えになると

いうことも非常にけっこうなことなんです。しかし、これが日本商船隊と競合しない航路であるならば問題ないわけですね。しかし、単に競合しただけではよく言うことも言い過ぎかもしれないが、先ほど来申し上げている通り、今問題にしている輸出船というのは、日本政府が特別な低金利で長期の延べ払いを認めて、日本の国内でやってない制度をやつて出した船が、実態は日本の船と同じように使われる。もっと極端に申し上げれば、日本の事業者が専用船を持つのと事実上は同じことじゃないか。また、実際内部的にはふところ勘定がなつておるかもしれないのです。うっかりすると、こういう隠れみのを着て、運賃コストを下げることがはけこうなことなんですけれども、日本の海運は少なくともこれによってんやわんやになつてしまふということなんです。海運政策というものを考へなければ、そういう面をよほど突っ込んで審査をされて——一応名目は輸出船ということであつても、輸出船だから何でも飛びつくということではなしに、よほどしっかり日本の海運政策というものを腹に置いてやつていただかないと、大へんことになるのじゃないかと思つておるわけなんです。この私の言ひ分は御了解をいただけますね。——それならばいいので

それと似た問題で通産省にお伺いしたいのですが、通産省の立場では、輸出することによつて外貨を獲得するということですから、今の船舶局と大体似たような考え方じゃないかと私は想像するわけなんですけれども、通産省としては、どしどし注文を受けて多々

ますます升ずというふうにお考えになつていらつしやるのですか。

○宮沢説明員 今の御質問の要旨は、船舶輸出についてどう考えたいかということなんです。こゝに申し上げますけれども、通商局の次長がほかの委員会に入つておられます、私は重工業局の鉄鋼部門担当でございますので、ちょっとその質問にお答えする立場にないのでございますが、鉄鋼行政の面から今の石炭専用船の問題をどう考えるかということであれば、私でお答えできると思いますが、そういうことで御了承いただきます。

○足立委員 私は、特に通産省に一つ理解してもらいたいと思ふのは、なるほど船を輸出したときは外貨獲得になることは間違いないのです。ところが、今問題になっている、今私が新聞で朗読したような輸出船を日本の鉄鋼会社等がチャーターするということがありまして、こういう低利で延べ払いという特別な恩恵を日本政府としてやっておきながら、日本の荷主がこれをチャーターする。それならば、もとと日本船としてできるだけ安い船を作るべきだと私は思うのです。それで外貨をもうけたように見えますけれども、計算をしてみると実は大へんな損をする。かりに十年なら十年の長期契約でチャーターした場合に、ドルで用船料を払う。考へてみますと、これはおそらく輸出によつて得た外貨の三倍くらいものを失うという結果になりはしないか。国内船であれば当然円で払えるものを、わざわざ貴重な外貨を使つて用船料を払わなければならぬ、かように思ふのです。しかし、これは通商局が来ていませんから、この点は答

弁は私の方で保留すると言つておかしいのですが、また追つて機会を得て見解を聞きます。

さらに大蔵省にお伺いしたいのですが、今まで申し上げたような特殊な輸出船というものが増加してくるということが予想されるのですが、輸銀の資金需要はこの面においてどんどん増加してくるだろうと思ふのです。輸銀に対する資金手当あるいは特殊な四分というふうな長期の融資を行なう金利コストの面から、一体輸銀の採算がとれるのか、大蔵省の見解を聞いておきたいと思ひます。

○磯江説明員 お答え申し上げます。船舶輸出のために輸銀が金融をつけておるわけでございますが、そういう特殊なものがふえることによつて輸銀の資金面はどうかという第一の点でございますが、三十五年度の財政投融资におきましては、船舶の輸出に対する輸銀の金融におおむね前年度と同程度を見ておるわけでございます。金額的に申し上げますと、明年度三十五年度の輸銀の融資は七百二十億円を計画いたしておるのでございますが、そのうちいわゆる一般の輸出金融として約四百億円の計画になっております。このうち大部分のものが船舶と予定されておるわけでございます。従来輸出入銀行の輸出金融の主体をなしておりましたものは船舶輸出に対する金融でございます。いまして、これは、先ほど通産省の方から御説明がございましたように、三十一年度前後におきまして日本の船舶の輸出が非常に伸びた。その当時輸銀の金融は相当ついたわけでありまして、その後、海運市況の悪化等によりまし

て、船舶輸出の方も下がりがきみになつておりますが、ただいま申し上げたような程度の数字を、来年度といたしましても輸出の資金計画に上見しておるわけでありまして、船舶輸出の最近の趨勢から申しますれば、これで船舶輸出につきましても特に輸出の資金繰り上心配があるという事態にはならないと考えております。

それから、金利の面、輸出の資金コストの面でござりますが、これは、御承知のように、ただいま輸出の金融の主体をなします輸出金融につきましても、金利は四分という非常に低い金利になっております。輸出の資金は、政府からの出資金と、それから資金運用部からの借入金によって構成されておるわけでありまして、運用部からの借入金は現在年に六分五厘となつております。従いまして、六分五厘の貸し出しが四分ということで、逆ざやになるわけでありまして、これをカバーするためには、相当の政府出資が必要になってくるわけでありまして、今後輸出の資金需要が強くなつて、輸出に相当政府資金をつけないければならなくなつてくるという事態におきましては、その中の相当かなりの部分を無利子の政府資金で追加しなければならぬ、こういうことになる可能性が相当強いわけでありまして、三十五年度につきましても、財政投資計画におきまして、一億十億円の出資を計上しておるわけでありまして、これは本年度におきまして相当出資を追加いたしました余裕がまた来年度においても見込まれますので、その程度をもつて輸出としては資金コスト上の問題はないわけでありまして、三十六年度以降におき

まして、さらに資金需要がふえて輸出に資金を追加しなければならなくなるという場合には、相当の政府出資を必要とするのではないかと考えておるわけでありまして、もちろんそのときの財政事情によつて検討しなければならぬわけでありまして、そういう資金コストの問題は、将来の問題としては必ずしも樂觀を許さない、かように考えております。

○足立委員 先ほど読み上げました朝日新聞の記事を見ても、この際解決する道は二つに一つしかないというふうに書いてある。計画造船の金利を輸出並みに引き下げるか、あるいは輸出の金利を国内金利並みに引き上げるか、こういうことだ。大蔵省は、そういうことを言えば、すぐ、じゃ輸出の金利を引き上げようと言うだろうと思うのですが、これは必ずしもそう思うことと主張する意思はない。やはり国際競争にたえられなければ何もしないわけですから、ただ、先ほど米申し上げておる通り、せっかく輸出船だからといって特別な処置をとりながら、それが実は日本の海運を混乱に陥れる、敵に塩を与えるという結果になる。しかも運賃はドルで払わなければならないという、ばかばかしいことになる。こういう点を考えると、新聞にはこういう示唆が与えられておるが、やはり政府内部として総合的に御検討をいただきたい、とにかくこういうふうな——ふらちと申すところからいられるかもしれないが、やり方を是正してもらわないといかぬと思う。

ええ、こういった輸出船がどんどん出ることはけつこうだと思つておるのですが、しかし、今ここで私が問題にしておるような輸出は一応ですが、実は日本の事業者とひとみつきであつて、実際は内部ではふところがつながつておるかもしれないと疑いが持たれるくらいにツーソーでやつておる仕事、そして日本に米の石炭等を運ぶということになりますと、実はこれを長期にわたつてチャーターするわけなんです。そうすると、輸出するときにはなるほどドルを受け取つて、いかに外貨獲得でもうけたように見えるけれども、これが今いわれておる十年長期契約ということになる、私の計算では、船を輸出することによつて獲得する外貨の三倍くらいはドルを失ふことになる。これが国内船であれば円で支払いができる。ずいぶんばかばかしい結果になると思つておるのですが、通産省の方はどういふふうにお考えですか。

○倉八説明員 お答えいたします。最近船の輸出というのはいくら減つて参りましたが、何となく輸出をしたいと思います、今先生がお尋ねになりましたのは、いわゆる便宜置船の問題だと思つておる。日本から輸出しまして、それを今度は裸チャーターという形で借りて、それを日本の輸入物資の輸送に充てる、こういうことだと思つておる。この問題につきましても、私たちが方としまして最終的な結論は今のところ出ておりませんので、われわれとしては、二つのことが考えられるのではないかと。一つは、現在の日本の輸入物資の積み取り比率というのがまだ五〇〇パーセントに達して、残りは全部外国船に依存しておる、その運賃の支払いは年間三億九千万ドル払つておる、こういうことである。従いまして、その輸出に因連した便宜置船を使うというところは、一面から見ますと、日本の造船業を盛んにし、雇用を増すという特典があるかと思つておる。また、他方には、日本の船舶が海運の不況にあえいでおる場合に、こういうのを自由に認めるということ、さらに追い打ちをかける結果にもなるかと思つておる。その点は、われわれの方としても、十二分に運輸省と今検討しております、そういうチャーターの申請がありましたならば、運輸省と連絡をとりまして、きつめてシビアな基準をもつて許可しております。しかし、いづれにしても、今先生から御指摘のありましたように、五分一厘二毛の輸出の金利、開港の方はたしか七分一厘二毛だと思つておるが、そういう根本的な問題が解決しなければいけないというふうにおわれ事務当局は思つておるが、結局日本の海運にも影響を与えないというのがわれわれの主眼でございます。

○足立委員 締めくくりとして私は申し上げておきたいと思つておるが、自己資金の不足している日本の船会社としては、金利負担に今あえいでいると申す上げても決して言い過ぎではないと思つておる。私の調べでも、船会社の場合には借り入れ資本の率が七八%と最近ではいわれている。また、営業面から見ても、営業費用に対する金利負担の率は実に一一・二%、日本の全産業の平均金利負担が三・八%という数字と比べますと、船会社が戦後立ち上がるためにいかに苦勞をしてきたかということが言えると思つておるわけでありまして、今法律改正によつて造船利子補給が行なわれようとしているのであります。この政策は時宜を得たものだと思つておるわけでありまして、国際海運界における競争はますます激化の一途をたどると思つておるわけでありまして、日本の海運の体質改善はいよいよ必要に迫られておると思つておるわけでありまして、今申し上げたような一つの問題をつかまえてみても、なかなか厄介なかつ重大な問題だと思つておる。また利害相反する面もありまして、従つて、運輸省とされても、これはよほど真剣に、今後の海運政策について基本方針を確立されて、いやくもこれに相背馳することのないように万全を期していただきたいと思つておる。また、大蔵、通産、運輸、政府内部、総合的に——将来四面海に囲まれた海国日本の伸びていく道は海運しかないと思つておる。この点に思い切つた政策といふべきか、考え方を確立されて、いろいろこまかな点までメスを入れて不合理を正されんことを祈ります。私の意見として最後につけ加えて、質問を終わりたいと思つておる。

○植木委員長 次会は来たる十日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

〔参 照〕
酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕